

# 主権概念の研究 (その四)

## Treatises on Sovereignty

今 井 直 重

### 第七章 各種の国家の主権の構造

まえがき

#### 第一節 君主国家における主権

- (一) 君主国家における主権
- (二) 君主国家の憲法上の主権

#### 第二節 人民民主主義国家における主権

- (一) 国家の最高権力
- (二) 国家の最高会議
- (三) 国家の閣僚会議
- (四) 国家の司法機関
- (五) 国家機関相互及び地方機関
- (六) 国家の主権の所在及び行使

#### 第三節 連邦国家における主権

- (一) 連邦主権と支分国主権
- (二) 各連邦国家における連邦権と州権

### 第八章 国会主権の構造

#### 第一節 英国の国会主権

#### 第二節 国権の最高機関

- (一) 日本国の国権の最高機関
- (二) ソ同盟及び中華人民共和国における国権の最高機関

### 第九章 民主主権の構造

まえがき

#### 第一節 政治学的解釈

#### 第二節 英語学的解釈

#### 第三節 法哲学的解釈

#### 第四節 主権的国民の意義

- (一) The will of the people の意義
- (二) The people の意義
- (三) Sovereign power の意義

第十章 主権、権力及び意思の数理的構造

まえがき

第一節 公共意思と個別意思の構造

第二節 基本的人権の構造

第三節 国態と権力及びその品質の構造

第四節 国民の存在構造

第五節 国際法と国家権力の構造

第六節 連邦と支分国の権力の構造

(一) アメリカ合衆国における権力の構造

(二) ソ同盟における権力の構造

第七章 各種の国家の主権の構造

ま え が き

国家人格の本質的、中核的屬性は主権である。それゆえに主権の性格によって国家の性格が類別し得るのである。現在世界に主権国家が百六十余カ国に達したのであるが、本稿においてはそのうちのごく少数のものを選んで、その主権の性格を考察せんとするものである。本稿は三つの類型、すなわち、君主国家における主権、人民民主主義国家における主権、連邦国家における主権をとりあげて、主権の帰属、主体、担荷者、行使者、主権作用の行使機関の分立、主権機関の相互関係等について論じたものである。できるだけ現行憲法の条文を基本として、各類型ごとにある一カ国の憲法を代表として掲げ、それを同類型国中の他の国の憲法と比較して、その特質を明らかにせんとするものである。

第一節 君主国家における主権

(一) 君主国家における主権

国家は複合人格であって、人格たるがゆえに固有の意思を有し、その意思によってその目的に向かって活動する永続的な人格である。国家が永続的、恒久的な人格である点において、国家は他の人格と区別される。もちろん国家は国民

によって構成されるが（国民は国家構成の基本的要素であるが、他に国土、国権等の本質的要素もあって、これらの複合し統一された団体が国家であるが）現在の国民のみが国家を構成するのではなく、国民は絶えず新陳代謝するが、国家はそれらの変遷にもかかわらず常にその人格の同一性を保持して永続する（人口の多い少ない、領土の広い狭い等の変遷を超越して続いてゆく）。国家のごとき恒久的、永続的人格においてはじめて時間的、空間的变化を超越してその人格の意思の同一性（持続性）を保持することができるのである。生死流転常なき自然人、絶えず生滅変転する国家以外の団体人格は意思の同一性を恒久的、永続的に保持することは不可能である。恒久的人格たる国家においてはじめて意思の同一性を永久的に保持し得る<sup>①</sup>。かく見るときに恒久的、最高独立、絶対の権力たる主権の座（Iocus）、すなわち、主体は国家人格自体でなければならないのである。国家自体の主権的性質は国家人格の固有の性格である。しかしながら、国家自体は法人格<sup>②</sup>（juristische Person）であって、目に見えない人格（unsichtbare Person）であるから、国家の本質的、主動的屬性であるところの自然人（natürliche Person）たる国民が国家人格を担荷して国家の最高意思力たる主権を構成しなければならないのである。この意味においては国民は主権構成者（国家構成者）であり、これをまた主権の担荷者（または国家担荷者）ともいう<sup>④</sup>。レーム（Rehm）は国家人格（Die Staatspersönlichkeit）の最高意思力を構成する自然人を主権の担荷者（der Träger der Staatsgewalt）といっている。

国家たる法人格を担荷して国家の意思力を構成する自然人が君主である場合には一般に君主主権（la souveraineté monarchique）といい、それが統一的国民である場合、国民主権（la souveraineté nationale）とよばれる。しかし、いかなる国家も、本質的には国家人格それ自身が主権の主体という意味において、国家主権であるが、主権の担荷者が君主であるか、国民全体であるか、ある階級または団体の者であるかによって、国態（Staatsformen）の区別が生ずる。主権をその本体的、静態的面より見れば、主権は常に眼に見えない人格としての国家に存し、主権を作用的、動態的面より見れば、それは国家を担荷して、国家意思を構成する主権の担荷者に存するのである。かくのごとく、本体的主権

は常に国家に帰属するものであるから、国家主権であるが、作用的な主権（動的な主権）が何人に帰属するかによって、国態を分類することができる。主権の本体はいかなる国家においても（君主国でも民主国でも）国家に存し、主権の担荷者が君主であるか、国民全体であるか等によって、国態の差別が生ずるのである。かくて国態は主権の本体が何人に存するかによって定まるものでなく、主権作用が統一的に何人によって行われるか、すなわち、主権の担荷者が何人であるかによって定まるものである。美濃部博士が「主権が国民に存するとは、ただ国民全体が統治権を發動する権能を有するという意味であって、主権の主体は常に国家自体である<sup>⑤</sup>」といわれるのはこの意味においてである。

（註）

- ① 美濃部達吉 憲法撮要 15頁以下  
同上 日本国憲法原論 25頁以下
- ② Jellinek, Gesetz und Verordnung, S. 195.
- ③ Albrecht, Rezension über Maurenbrechers lehrbuchmässige Darstellung, S. 149.
- ④ Rehm, Geschichte der Staatsrechtslehre, S. 95.  
中村弥三次 憲法 172頁以下  
同上 憲法学提要 209頁
- ⑤ 美濃部達吉 日本国憲法原論 114頁  
山崎又次郎 憲法学 269頁以下  
拙著 憲法要論 50頁以下

## （二）君主国家の憲法上の主権

動的な主権、すなわち、統治権が君主に帰属し、君主が主権の担荷者であり、国家の最高、最終意思の決定者である国家を君主主権国家（君主国態）ということができる。今これを世界各国の現行憲法上より見る。

スウェーデン王国憲法第1条「スウェーデン国は国王が統治する。この国は王位継承法の順序による世襲君主国とする」(The realm of Sweden shall be governed by a king and shall be an hereditary monarch with the order

of succession as established by the law of succession) と定め、大日本帝国憲法第 1 条と全く同一の規定である。<sup>①</sup> また第 4 条「国王のみがこの憲法の条規により王国を統治する。ただし国王は以下特に掲げる場合には国務院の報告及び勸告を求めなければならない。国王は生来のスウェーデン国民で純粋福音の信仰者であり、練達堪能で令名ある尊敬に価する人のうちから国務院議官を任命する」(The King alone shall govern the kingdom in accordance with the provisions of this constitution; he shall, however, in the cases hereafter specified, ask for the information and advice of a council of state; for which purpose the King shall summon and appoint capable, experienced, honorable and generally respected native Swedish citizens who belong to the pure evangelical faith.)

以上において知られるごとくにスウェーデン憲法の主権は明治憲法における大日本帝国の主権に類似している。また同憲法第 4 条も大日本帝国憲法第 4 条と同様である。<sup>②</sup>

スウェーデンは統治権が国王に帰属する君主主権国家である。しかし決して専制君主国家ではなく、国王が憲法の条規によって統治権を行う立憲君主国家である。しかも国王は国務院(内閣)の助言(information and advice)によって国政を行うのである。かかる国王を特に国務院内の国王(the King in council)という。この点では英国の国王に類似する。第 5 条「国王の政府の機関として各省を設置する。その数(現在 8 名)は国王及び国会の制定する法律で定める。国王は国務院議官のうちから各省の長官及び代理者を選任する」(For the various branches of the government of the kingdom there shall be departments of state in the number determined by law enacted by the King and Riksdag (Parliament) jointly. For each department the King shall select a Head and representative from among the members of the council of state.) 同第 6 条「国王は国務院議官の 1 人を内閣総理大臣及び国務院議官の首席として任命する」(The King shall appoint one member of the council of state as prime minister and principal member of the council.) 第 7 条「政府の一切の議案は統帥権を除き国務院内の国王に提出して国務院で

決定する」(All the businesses of the government except those mentioned in article 15, shall be submitted to the King in council of state and be decided there.)かくして国王は国務大臣を任命し、内閣を構成し、一切の政務を決議に基づいて行うのである。内閣は国王に助言 (information and advice) を与える国王の輔弼機関である。<sup>③</sup>

同第55条「国会の両議院または国会の委員会はいずれも国王の面前で審議しまたは決定することはできない」(Neither the Riksdag, its chambers, nor any of its committees shall deliberate or decide upon any matter in the presence of the King.) 第56条「国王の提出する法案及び議員の提出する法案の順序については国会法の定めるところによる」第62条「国会は行政上必要な金額を審議した後、この必要に応ずる歳出を決議し、各支出についてそれぞれ用途を定め、予算案中の特定な項目として承認しなければならない」かくて、法律の制定及び予算の議定は国会において行われ、國務院内の国王が議案の提出者となっている。もちろん国王は国会の同意なくして立法権を行使し、予算を決定することはできない。かくて国会は国王の立法権及び予算編成権の協賛機関(制限機関)である。この点も大日本帝国憲法に類似している。<sup>④</sup>

更に第17条「国王の司法官は国王が任命する。少なくとも12人の法律上の学識経験を有する名誉ある者に委任する。この者が、司法上の職権を行うには法律に定めた資格を有しなければならない。この者は裁判官と称し、国王の最高裁判所を構成する」(The judicial power of the King shall be vested in at least twelve men learned in the law, who shall be appointed by him; they must have the conditions required by law for the exercise of judicial functions. They shall be called councillors of justice and shall constitute the Supreme Court of the King.)かくて裁判所は国王の司法権を国王の名において行う国王の代表機関である。<sup>⑤</sup>

以上のごとく立法、行政、司法の主権作用の三権はそれぞれ国王の別個の機関に分掌されているが、国王の国務 (state affairs) の機関として国王によって総攬されている。この点に関してわが明治憲法における天皇の地位と全く同様である。すなわち、スウェーデン王国は君主国態であり、立憲(制限)君主政態

⑥である。

スウェーデンと同様なものにノルウェイ王国がある。同国憲法第3条「行政権は国王に属する」(The executive power shall be vested in the King.) 同第12条「国王は自らノルウェイの政府を選任する。政府の閣員は年齢30歳以下の者であってはならない。政府は1人の総理大臣及び少なくとも7人の他の閣僚でこれを構成する」第5条「国王の身体は神聖なるものとする。責任は国王の政府に帰するものとする」(The King's person shall be sacred. The responsibility shall rest upon his council.) かくのごとく国王は行政権を内閣の輔弼と責任において親裁するのであるが、スウェーデン王国と異なるところは、人民が立法権を行使するという点である。すなわち、第49条「人民は上院及び下院の二部から成るところの国会を通じて立法権を行使する」(The people shall exercise the legislative power through the Storting, which shall consist of two divisions, a Lagthing and an Odelsting.) 国会の主たる任務は法律の制定、予算の議定である。第7条に「次の事項は国会に属する。(イ)法律を制定し及び廃止すること(ロ)国の経費を支弁するに必要な金額を議決すること」しかし形式上は国王の裁可がなければ国会を通過した法律案も法律とはならないので、形式的には国王が最後の決定権を有するのである。すなわち、第7条「下院を通過した法律案は上院または国会の合同会議がこれを可決したときは、その裁可を与えられたい旨を奏請して、これを国王は裁可する」第78条「国王が法律案を裁可したときは国王はそれに署名し、これによって法律案は法律となる。国王が法律案を裁可しないときは、国王は現在法律案を裁可することを適当と認めない旨の宣言を附してこれを下院に還付する。この場合には、集合した国会はこの法律案を再び国王に奏請することができない」。

以上のごとくに、人民の立法権の行使権としての国王の裁可権及び拒否権を認め、国王と人民とが共同で法の制定が行われるのである。すなわち、人民の立法権の行使についての国王の関与という形で立法権が行われているのがその特色である。かくてノルウェイ王国も統治権は国王によって総攬され、その行使は内閣(Stateroad)、国会(Storting)、司法裁判所(Rigsrat)に分掌されていて、憲法の条規に従って行われている。しかし国王の権力の制限はスウェー

デンよりも強いのである。<sup>⑦</sup>

以上のスカンジナビア王国に類似するものにデンマーク王国がある。同憲法第3条「立法権は王及び国会に共同的に授権される。行政権は王に授権される。司法権は諸司法裁判所に授権される」(The legislative power is exercised by the King and the Rigsdag concurrently. The executive power resides in the King. The judicial power is exercised by the courts.) これによって三権分立を明示している。国王の完全権は行政権のみである。行政権については憲法的制限の下に最高の権限を有する。第12条「国王はこの憲法の制限の下に王国の国務のすべて(行政権のことを指す)について最高の権限を有し、これを大臣を通じて行使する」(The supreme authority in all national affairs is vested in the King subject to the restrictions imposed by this constitution, and he exercises it through his ministers.) 第13条「国王は行政について責任を負わず、その一身は神聖とする。大臣は統治の実施について責任を負う」第14条「国王は首相その他の大臣を任命し且つ罷免する。国王は大臣の数及び大臣の間における職務の配分を決定する。立法または統治に関する意思決定に附する王の署名は、その意思決定に効力を与える。意思決定に署名した大臣は、その意思決定について責任を負う」すなわち、国王は内閣(the ministry)の輔弼と責任において行政権を行使する。内閣は国王の任命する大臣を以て組織されている。行政についての最終の決定権は国王の署名によって行使される。

また立法についても最後の決定権は国王の署名によって行われる。国会は国王と同様に国の最高機関として不可侵である。第34条「国会は不可侵とする」(The Rigsdag is inviolable.) 第41条2項「国会で可決された法律案は国王に提出され、その署名によって確定する」第42条「国会の可決した法律案は30日以内に裁可をうければ法律となる。国王は制定法の公布を命じ、それが実施されるように措置しなければならない」。

王国の司法権は司法裁判所に属する。王国の最高裁判権は王国の最高法院(The High Court of the Realm)にある。司法権は司法裁判所の名において裁判するのであって、国王の代表授権の機関ではない。それゆえに、デンマーク王国においては、国王はすべての統治権の作用の総攬者であるのではなく、行



政権の全部と立法権の一部を担当するのである。これは不完全なる君主主権形態である。また国王の統治権の行使を大幅に制限しているので、強度の制限君主政態であるといえることができる。<sup>⑧</sup>

次にオランダ王国について見るに、憲法第55条「国王は不可侵とする。大臣が責任を負う」(Le roi est inviolable, les ministres sont responsables.) 第56条「行政権は国王に属する」(Le pouvoir exécutif appartient au roi.) 第57条「国王は一般行政を定める」(Le roi édicte des règlements généraux d'administration.) 第76条「国王は参事院の議長となりそ、の構成員を任命する」第77条「国王は諮問を必要と考えたすべての事項につき参事院に諮問する。国王のみが決定し、国王はすべてその決定を参事院に通知する」(Le roi seul décide, et donne chaque fois connaissance au conseil d'État de la décision qu'il a prise.) 第79条「国王は各省を設置する。国王は各省大臣を任命し、且つ任意に罷免することができる。各省大臣は行政について国王を輔弼しその責に任ずる。各大臣の責任は法律により定める。国王の詔書及び決定にはすべて各省長官(大臣)の1人または数人が副署する」。

立法権の行使はデンマーク王国と同様に王と国会との共同行使になっている。第112条「立法権は王及び国会でこれを行行使する」(Le pouvoir législatif est exercé en commun par le roi et les États-Généraux.) 第113条「王は法律案及びその他の議案を第二院(下院)に提出する」第123条「王は国会に対し、国会の可決した法案の諾否を速やかに通知する」第124条「国会により可決され、国王の認可を得た法律案は法律となり、国王により公布される」かくて国会は国王の立法についての協力者であって、最後の決定権は国王に存する。<sup>⑨</sup>

司法権はわが明治憲法におけるごとく、国王の名において行使される。すなわち、第156条「司法権は王国の全土を通じ国王の名においてこれを行う」(partout dans le royaume, la justice est rendue au nom du roi.) それゆえに、司法官は国王により任命されるのである。第169条「最高の司法裁判所の構成員は国王が法律の規定に従って任命する」第173条「司法官は国王により任命される」わが明治憲法<sup>⑩</sup>と異なり、裁判官の独立についての規定を欠いている。第162条「司法権は唯法律により任命される裁判官によってのみ行使される」<sup>⑪</sup>。

以上のごとくにしてすべての統治権の作用は国王によって統一的に総攬され主権の担荷者は国王である。それゆえに、オランダ王国は君主国態であり、統治権はそれぞれ別個の機関によって行われ、それらの機関によって国王の統治権の行使が制限されているから、立憲君主(制限君主)政態である。

前述の北欧の諸君主国と異なって特異な国態を有する君主国はベルギー王国である。同国憲法第25条「すべての権力は国民に由来する。権力はこの憲法の定めた方法によってこれを行う」(Tous les pouvoirs émanent de la nation.) すなわち、ベルギー国の主権の担荷者は国民全体であって、国民全体がすべての国家権力の源泉である。ベルギー国は君主を有する民主国態の国家である。この点において日本国と同様である。

立法権は英国と同様に国王と代議院と元老院によって共同して行使される。第26条「立法権は国王、代議院、元老院が共同してこれを行う」(Le pouvoir législatif s'exerce collectivement par le Roi, la chambre des Représentants et le Sénat.) 第27条「立法権の三部門はいずれも法律の発案権を有する」両院において可決した法律は国王が裁可しなければ成立しないのであるが、ベルギーではオランダのごとく国王の拒否権が規定されていないので、明治憲法 of 天皇や英国の国王のごとく、国会で可決された法律を有効ならしめるための裁可権が国王に帰属するのである。第69条「国王は法律を裁可し、これを公布する」行政権は他の君主国と同様に国王に属する。第29条「行政権はこの憲法の規定するところに従い、国王に属する」(Au Roi appartient le pouvoir exécutif, tel qu'il est réglé par la constitution.) 国王が行政権を行うに当っては国王の大臣の輔弼によるのであって、国王の行政上の責任は大臣が負うのである。第69条「国王はその大臣を任免する」第63条「国王の一身は侵すことができない。国王の大臣が責任を負う」第64条「すべて国王の詔勅は責任ある大臣の副署がなければ効力を有しない。大臣は副署のゆえにのみその責任を負う」各大臣は内閣を組織し、その合同会議によって国王を輔弼し、その責に任ずるのである。第79条「国王の憲法上の権能はベルギー国民の名で内閣大臣の合同会議の輔弼とその責任の下に行われる」(les pouvoirs constitutionnels du Roi ont exercés, au nom du peuple belge par les ministres réunis en conseil,

et sous leur responsabilité.) すなわち、国王の行政権は立憲の本義に従って内閣の連帯責任によって輔佐され、制限されている。

また司法権は裁判所が国王の名において行うのである。わが明治憲法57条、オランダ憲法156条と同様に裁判所は国王の司法についての代表機関である。第30条「司法権は法院及び裁判所がこれを行う。すべて裁判は国王の名でこれを行う」(Le pouvoir judiciaire est exercé par les cours et tribunaux. Les arrêts et jugements sont exécutés au nom du Roi.) それゆえに、裁判官の任命は国王が直接に行うのである。第199条「治安判事及び裁判所の判事は国王が直接にこれを任命する」第100条「裁判官は終身官として任命される。裁判官は判決によらなければ免職されることがない」すなわち、裁判官の身分保障により司法権の独立を期している。

以上のごとくベルギー王国は国民全体を以て主権の担荷者と定め、国王以下の国家の機関は国民の委任に基づいて統治権の行使を担当しているのである。ベルギー王国は民主国態である。国王は形式上は国民より委任されたすべての統治権を総攬するのであるが、その権限は委任されたもののみに限られ、それ以外のものを行うことができない。第78条「国王はこの憲法及び憲法に基づいて制定される特別の法律が明文を以て賦与する権能のみを有する」国王は国民からの委任された権限を行使する権能を有するのみである。それゆえに、ベルギー国は立憲政態<sup>⑩</sup>(制限君主政態)である。

(註)

- ① 大日本帝国憲法第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」
- ② 大日本帝国憲法第4条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」
- ③ 大日本帝国憲法第55条「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」
- ④ 大日本帝国憲法第5条「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」 第37条「凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ経ルヲ要ス」第38条「兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及々々法律案ヲ提出スルコトヲ得」第64条第1項「國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ経ヘシ」
- ⑤ 大日本帝国憲法第57条「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」第58条「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」

- ⑥ The Constitution of Sweden (Document published by The Royal Munistry for Foreign Affairs, New Series II, 4) Stockholm, 1954.  
Baile Atha Cliath, Select Constitutions of the World, p. 552.
- ⑦ A. M. Peaslee, Constitutions of Nations, Vol. II, 1950.  
Baile Atha Cliath, op. cit., p. 521.
- ⑧ The Constitution of the Kingdom of Denmark, published by the Royal Government, 1953.  
Baile Atha Cliath, op. cit., p. 297.
- ⑨⑩ 大日本帝国憲法第57条「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」
- ⑪ Mirkine-Guetzévitch, Les Constitutions Européennes, 1951, p. 578.
- ⑫ 日本国憲法前文「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」第1条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」
- ⑬ 清宮四郎 ベルギー憲法  
Mirkine-Guetzévitch, Les Constitutions Européennes, tome I, 1951, p. 336.  
Baile Atha Cliath, op. cit., p. 497.  
A. M. Peaslee, Constitutions of Nations, Vol. I, 1950, p. 150.

- (註) P. E. Tahlbeck, Die Regierungsform Schwedens.  
J. T. Shotwil, Governments of Continental Europe.  
F. A. Ogg & H. Zink, Modern Foreign Governments.  
K. Loewenstein, Die Monarchie im modernen Staat.  
M. Vauthier, Das Staatsrecht des Königreichs Belgien.  
G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre.  
C. Petrie, Monarchy in the 20th Century, 1.  
C. Bornhak, Genealogie der Verfassungen.  
H. Rehm, Das politische Wesen der deutschen Monarchie.  
H. L. McBain & J. Rogers, The New Constitutions in Europe.  
E. Kaufmann, Studien zur Staatslehre des monarchischen Prinzipes.

## 第二節 人民民主主義国家における主権

東欧の諸国、中共、北朝鮮等の人民民主主義共和国の憲法はいずれも、ブルジョアの権力を排除し、労働者階級を中心とする勤労者の掌中に国家権力を集中している。人民民主主義国家の憲法においては、一切の権力は勤労人民に発し、勤労人民に属する。人民によって選挙せられる代議機関、地方国家機関から最高国家機関にいたるまでの代議機関を通じて、人民の権力を実現する。朝鮮民主主義人民共和国憲法においては、特に地方主権機関たる人民委員会を基礎として主権が行使されることを規定している。人民が国家統治に対する指導力で、ブルジョア諸国と違って、人民民主主義諸国においては、人民は種々な社会団体を通じて重要な諸法律、国家の諸施策の起案、企画管理と実施とに参加しつつ人民主権を行使する。

人民議会は立法機関であるばかりでなく、全権力をもつ国家の最高権力機関である<sup>③</sup>。その他のすべての権力機関と国家行政機関は人民会議から全権をうけ、人民議会に対して責任を負い、報告の義務がある。しかし彼らはいつでも人民により召還、更迭される<sup>④</sup>。最高機関の代議員は立法に携わるだけでなく、採択された法律の実施を保証し監督する。

また地方国家権力機関は、下からの民主主義である人民民主主義においては、主権行使の基礎である。朝鮮人民民主主義国家の憲法は最もこの点を明白に規定している<sup>⑤</sup>。この地方権力機関が真の人民代議制の集中的な典型であって、権限内において全権をもっている。地方国家権力機関は選挙人によって直接選挙され、選挙人に対して責任をもち、彼らに報告する義務があり、彼らによって罷免される。これらの諸機関は地方の経済、文化の建設を指導し、国民経済計画及び国家予算の範囲内で地方経済計画と計算を作成し、それらの実行を指導する。勤労者は労働組合等の大衆組織を通じて、地方国家権力機関の活動に参加する。人民委員会の下に、勤労者の代表からなる常任委員会がつけられている。常任委員会は人民委員会の諸決定の実現に協力する。地方権力機関は上級機関に責任をもち、それらの指示を遂行する義務がある。

人民共和国における元首は人民の代議機関によって選出される合議制の人民

会議幹部会で、最高代議機関によって選出される大統領である。

人民民主主義共和国においては、政府は最高代議機関に責任をもち、報告の義務を負う。人民議会が政府を組成するばかりではなく、人民議会幹部会をもつ点に特色を有する。この幹部会は、立法、行政、司法の権能をも有するのである。例えば、人民議会を召集する。人民議会の選挙を指定する。採択された法律を公布し、拘束的な法律の解釈を与える。布令を発する。恩赦権を行う。対外的に国家を代表する。外国へ派遣の大公使、領事を任命する。国際条約の批准及び廃止をなす。戦争状態の宣言をなす。人民議会の会期と会期との間において首相の提案によって個々の政府員を任免する。<sup>⑥</sup>

(註)

- ① ブルガリア憲法第1条
- ② 朝鮮人民民主主義共和国憲法第2条
- ③ ブルガリア憲法第15条、東独憲法第50条
- ④ ユーゴスラヴィア憲法第7条第2項
- ⑤ 朝鮮民主主義人民共和国憲法第2条第2項
- ⑥ ブルガリア憲法第35条

(註) 平野義太郎 第二次大戦後の憲法

同上 世界憲法典

大石義雄 世界各国の憲法

同上 世界各国憲法典

外文出版社 中華人民共和国憲法

法制局 主要各国憲法

法学研究会 世界各国憲法

山之内一郎 ソヴェート社会主義共和国連邦憲法

弓家七郎 比較憲法論

佐藤 功 比較政治制度講義

今井直重 各国政治要論

## (一) 国家の最高権力

ソ同盟憲法第3条「ソ同盟における全権力 (Вся власть all power) は勤労者代表員ソヴェートによって代表される勤労者 (Тру дящийся working people) に属する」勤労者とは労働者、農民、インテリゲンチヤであって、いわゆる社会主義国家における人民である。すなわち、資本主義国家における国民のうちには勤労者でないものもあるが、かかる非勤労者には国家権力たる主権は帰属しないのである。全権力とは主権作用たる立法権、行政権、司法権等を総合的に統合した名称であって統治権 (sovereign power) と同意である。

ブルガリア人民共和国憲法第2条「ブルガリア人民共和国においてはすべての権力 (all power) は人民 (the people) から発し、人民に帰属す」ユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法第6条も全く同一である。チェコスロヴァキア共和国憲法第1条第2項「人民 (the people) は国家の全権力 (all power) の唯一の源泉 (the sole source) である」この場合の人民については、統一的人民 (全人民統一) を考えないで (集合名詞とせず) 個別人民 (人民各個人) を考えている (群集名詞的に用いている)。これは社会主義的国家は具体的な主権行使者を考えているからである。ルーマニア人民共和国憲法第4条「ルーマニア人民共和国において、権力 (power) は勤労者 (the working people) に属する」これと全く同一なるものはポーランド人民共和国憲法第2条である。アルバニア人民共和国憲法第1条「国のすべての権力 (tout le pouvoir) は人民 (le peuple) より発し、人民に属する」と定め、ブルガリア人民共和国憲法と全く同一である。ハンガリア人民共和国憲法第2条第2項「すべての権力 (all power) は勤労者 (the working people) に属す」と定めている。ドイツ民主主義共和国憲法第3条「すべての国家権力 (alle Staatsgewalt) は人民から由来す (geth vom Volke aus)」この場合に人民は統一的人民 (全人民統一) を考えている。国家権力はすべての主権作用を統一的にみている。ここにドイツ的な論理的考察がうかがわれる。中華人民共和国憲法第2条「中華人民共和国の一切権力属於人民」と定め、人民は工人、農民、愛国知識分子、小資産家、民族資本家、華僑とし、反革命分子、官僚資本家、買弁資本家を人民のうちより除外している

（周恩来の華商報）。

## （二）国家の最高会議

ソ同盟憲法第30条「ソ同盟の最高機関 (Высшим органом the highest organ of state power) はソ同盟最高会議である」と定め、国家権力たる動的主権の最高行使機関が国会であることを定めている。ブルガリア人民共和国憲法第15条「人民会議は国家権力の最高機関である」ユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法第50条「人民会議はユーゴスラヴィア連邦人民共和国の国家権力の最高機関であり、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国に属するすべての権利 (tous les droits) を、憲法によって他の国家の権力機関及び行政機関に附与されていない限り、行使する (exerce)」ルーマニア人民共和国国家権力の最高機関はルーマニア人民共和国の人民大会 (Grand National Assembly) である。ポーランド人民共和国憲法15条、アルバニア人民共和国憲法第37条、ハンガリア人民共和国憲法第10条にも同様の規定がある。中華人民共和国憲法第21条「中華人民共和国全国人民代表大会は最高国家権力機関」ドイツ民主主義共和国憲法第50条「共和国の最高機関 (Höchstes Organ der Republik) は人民議会 (die Volkskammer) である」と定め、国会が国家の最高機関として、国家権力行使の最高機関としていないところに特色がある。しかし明治憲法において天皇が国家の最高機関であると美濃部博士がいわれたが、人民議会は国家の最高機関である。もちろん主権の担荷者は国民であるが、人民議会は国民の信託によって国家権力を行使する最高の機関である。この点において、天皇が主権の担荷者であり、国家権力行使の最高機関であったのと少し差異がある。東独における主権の担荷者は人民 (das Volk) であって、人民議会は主権作用の最高行使機関である。

ソ同盟憲法第32条「ソ同盟の立法権は最高会議によってのみ行使される」同様の規定はブルガリア人民共和国憲法第16条、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法第51条、アルバニア人民共和国憲法第39条、中華人民共和国憲法第22条「全国人民代表大会は行使国家立法権的唯一機関」ルーマニア人民共和国憲法第23条にある。



### （三） 国家の閣僚会議

ブルガリア人民共和国憲法第38条「政府 (government) すなわち、閣僚会議 (council of ministers) が国家の最高の執行及び行政機関 (the supreme executive and administrative organ of the state) である」執行権は政治的な性質をもつ執行作用である軍事、外交等を意味し、行政権は技術的な行政作用を意味する。ソ同盟憲法第64条「ソ同盟の国家権力 (state power) の最高の執行及び行政機関はソ同盟閣僚会議である」とあり、国家の最高執行及び行政機関とせず、国家権力の最高執行及び行政機関としている。同様の規定はユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法第96条、ポーランド人民共和国憲法第30条、アルバニア人民共和国憲法第57条にある。ハンガリア人民共和国憲法第22条は「国の行政の最高機関 (the highest organ of state administration) はハンガリア人民共和国の閣僚会議である」として、執行及び行政の最高機関とはしていないが、行政権のうちには執行権を含んでいる。狭義の行政権と執行権は広義の行政権のうちに含まれる。中華人民共和国憲法第47条「中華人民共和国国务院即中央人民政府是最高国家权力机关的执行机关、是国家最高行政机关」と定め、執行機関については、最高国家权力机关(全国人民代表大会)の決定に基づいて、それを執行する機関であり、国家行政作用の最高の行使機関であることをあらわしている。中央政府発行の英訳にては、The State Council of the People's Republic of China, that is, the Central People's Government, is the executive organ of the highest state authority ; it is the highest administrative organ of state. すなわち、内閣は最高国家権力の執行機関であり、国家の最高行政機関である。最高国家権力は人民にあるが、これを行使する最高機関が全国人民代表大会であり、全国人民代表大会の決定を執行し、また国家の行政権を行使する最高行政機関が内閣である国务院である。

### （四） 国家の司法機関

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法第115条「ユーゴスラヴィア連邦人民共和国における司法機関はユーゴスラヴィア連邦人民共和国最高裁判所、

共和国及び自治地方 (republics and autonomous provinces) の最高裁判所、管区及び区裁判所 (departmental and district courts) である」同第117条「裁判所は人民の名において (in the name of the people) 判決を行う」とあって北鮮憲法第82条の国家の名においてと少しく異なる。国家は主権本体の帰属者であり、人民は主権作用の統一的帰属者であり、主権の担荷者である。同様の規定はソ同盟憲法第102条、ルーマニア人民共和国憲法第64条、ポーランド人民共和国憲法第46条にある。しかし裁判判決は北鮮と同様にポーランド人民共和国の名において (in the name of the Polish People's Republic) とある。アルバニア人民共和国憲法第75条も同様に規定するが、その第3項において裁判判決は人民の名において (au nom du peuple) 行うとある。ドイツ民主主義共和国憲法第126条、中華人民共和国憲法第73条も同様に定める。

#### (五) 国家機関相互及び地方機関

ブルガリア人民共和国憲法第15条第2項「人民議会は憲法によって他のまたは自己に従属する国家権力機関及び国家行政機関の権限 (the competence of other and subordinate organs of the state power and of the state administration) に入らない限り、すべての国家権力 (all state power) の保持者 (repository) である」ここにいう保持者とは行使者という意味である。ユーゴスラヴィア憲法第50条「人民議会は、憲法によって国家権力の他の連邦機関及び国家行政の他の連邦機関 (à les autres organes fédéraux du pouvoir d'État et de l'administration d'État) に属しない限り、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国に属するすべての権力 (tous les droits) を行う」ソ同盟憲法第31条但し書は最も明瞭に示している。「ソ同盟最高会議は憲法第14条に従ってソ同盟に与えられたすべての権利を行使する。ただし憲法によってソ同盟最高会議に責任を有するソ同盟の諸機関、すなわち、ソ同盟最高会議幹部会、ソ同盟閣僚会議及びソ同盟各省の権限に属しないものに限る」これと同様の規定がアルバニア人民共和国憲法第38条 (L'assemblée populaire exerce tous les droits souverains conformément à la constitution elle-même laisse à la compétence du présidium de l'assemblée populaire ou du gouvernement) にある。

ソ同盟憲法第57条「同盟共和国の国家権力の最高機関は同盟共和国最高会議である」第89条「自治共和国の国家権力の最高機関は自治共和国の最高会議である」第94条「地方、州、管区、区、市及び村における国家権力機関 (The organs of state authority) は勤労者代議員ソヴェート (the Soviets of Working People's Deputies) である」同様の規定がユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法第90条、第107条「村、町 (bourgs) 農村区 (arrondissements) 市 (villes) 市区 (rayons de ville) 管区 (départements) 及び区 (districts) における国家権力の機関 (Les organes du pouvoir d'État) 人民委員会 (les Comites Populaires) である」チェッコスロヴァキア共和国憲法第10条「市町村、郡及び地方 (districts and regions) においては国家権力 (State Power) は人民委員会 (National Committees) に附与され行使される (is vested in and carried into effect)」アルバニア人民共和国憲法第67条、ポーランド人民共和国憲法第34条、ルーマニア人民共和国憲法第51条にある。

ブルガリア人民共和国憲法第54条「市及び州の執行機関は彼らを選挙した人民委員会及び国家行政の上級機関に服従する」同様の規定が中華人民共和国憲法第61条、チェッコスロヴァキア人民共和国憲法第122条、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法113条、アルバニア人民共和国憲法第73条、ルーマニア人民共和国憲法第53条、ハンガリー人民共和国憲法第25条にある。

ソ同盟憲法第146条「ソ同盟憲法の変更はソ同盟最高会議の各院において三分の二を下らない多数で (by a majority of not less than two-thirds of the votes cast in each of its Chambers) 採択せられたソ同盟最高会議の決議によってのみ行われる」この点は日本国憲法第96条の憲法改正における発議権と同様である。北鮮憲法第104条は明治憲法第73条の帝国議会における憲法改正の議決と同様である。すなわち、同第73条第2項において「憲法ノ条項ヲ改正スル場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス。出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス」とある。中華人民共和国憲法第29条は（一院制であるので）「憲法の改正は全国人民代表大会代表者総数の三分の二の多数 (a two-thirds majority votes of all the deputies to the National People's Congress, 全体

代表的三分之二的多数)を以て採択する」ブルガリア人民共和国憲法第99条第2項「憲法の改正に関する法律案はこれに対して代議員の総数の三分之二の多数 (a majority of two-thirds of the total number of deputies) によって採択される」アルバニア人民共和国憲法第52条第3項「憲法改正増補は議会の総議員の絶対多数 (la majorité absolue de tous les membres de l'assemblée) によって採択されることを要する」として、出席議員でなく総議員ではあるが、過半数の賛成があれば改正が可能である。

#### (六) 国家の主権の所在及び行使

人民民主主義国においては動的的主権は人民に存するのであるが、主権の行使は人民が選挙する代表者を通して行使されるのが通例である。中華人民共和国憲法第2条「人民が権力を行使する機関は全国人民代表大会と地方各級人民代表大会である」チェコスロヴァキア人民共和国憲法第4条「主権者である人民は、人民によって選挙され、人民によって監督され、人民に対して責任を負う代表者の機関を通して (through representative bodies which are elected by the people, controlled by the People and accountable to the People) 国家権力を行使する」アルバニア人民共和国憲法第2条「人民は国家権力の代表機関によって (au moyen des organes représentatifs du pouvoir de l'État) 権力を行使する (exerce le pouvoir)」ポーランド人民共和国憲法第15条第2項「労働人民の意思の最高発現者である国会(Seym)が人民の主権作用(the sovereign rights of the nation) を実現する」ハンガリア人民共和国憲法第2条第2項におけるごとく、主権的人民は、その主権行使機関である国会を通して、主権を行使するのである。しかしブルガリア憲法第2条第2項「この権力は自由に選挙せられた代表機関を通して (through freely elected representative organs) または人民投票によって (through referenda) 行使される」と定め、主権作用が人民によって直接に行使されるべきことを規定するものもある。

以上は社会主義国家における主権が何人に帰属するか(人民全体)また主権がいかんして行使されるか、主権行使機関としての国会・地方議会、主権執行機関としての内閣・地方行政機関及びそれら相互の関係、主権行使機関としての

国会の権限の制限、主権執行機関としての司法機関、憲法改正権力者が何人であるか等の点について、現行憲法の規定に基づいて概観し、主権の構造を明らかにせんとしたものである。

(註) Peaslee, *Constitutions of Nations*, Vol. I,II,III.

Mirkine-Guetzévitch, *Les Constitutions Européennes*, tome I, II.

Stalin, *On the Draft Constitution of the U.S.S.R.*

北京人民出版社 中華人民共和國憲法

同上 *Constitution of the People's Republic of China.*

東独情報局 *Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik.*

Ministry of Foreign Affairs (Budapest), *Constitution of the Hungarian People's Republic.*

Ministry of Information (Czechoslovak), *Constitution of the Czechoslovak Republic.*

Crozat, *Le Constitution de Pologne.*

Information Office (Yugoslavia), *Constitution of the Federal People's Republic of Yugoslavia.*

Albanian Legation in Washington, *Constitution of the People's Republic of Albania.*

Legation of Bulgaria in Washington, *Constitution of the People's Republic of Bulgaria.*

内閣法制局 朝鮮民主主義人民共和國憲法

Rumanian Legation in Washington, *Constitution of the Rumanian People's Republic.*

C. Grünberg, *Das Grundgesetz der Sowjetrepublik.*

G. Gautherot, *La Nouvelle Constitution Sovietique.*

S. N. Harper, *The Government of the Soviet Union.*

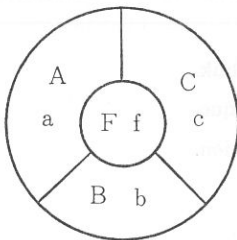
G. Glezerman, *Soviet Socialist State.*

M. Drath, *Sowjetischen Besatzungszone.*

## 第三節 連邦国家における主権

## (一) 連邦主権と支分国主権

主権は最高独立なる国家意思形成の権能であるとし、また連邦主権を最高独立なる権能とすると、支分国の主権はもはや最高独立であり得なくなる。かくすれば支分国は主権を有しないことになり、支分国は国家ではなくなる。一般に国家なる概念は最高独立なる主権を有することをその本質的屬性とするものであるから、対外的にも対内的にも他者の掣肘をうけないことを原則とする。それゆえに、国際人格として承認された国家のみを以て国家とするならば連邦のみが国家であって支分国は国家ではなくなる。しかしもし支分国がなければ連邦は単一国家となり、支分国は地方自治体となる。連邦が連邦たるゆえんは支分国が地方自治団体と異なる特質を有するからである。支分国が地方自治団体と異なる特質が主権的であることである。主権的であるがゆえに支分国もまたある意味において国家である。支分国のあるものは連邦によって国際法的な権能を有しないように制限されている。しかしこの制限は支分国の自己制限であって、支分国に固有なる最高独立なる主権を自ら制限して連邦に加盟し、自己に固有な主権の一部を制限して、その制限された主権の部分は加盟国(連邦構成国)の共通の主権としてこれを連邦に委譲したのである。それゆえに、連邦も各支分国の共通の主権(共有の主権)を行使するのであって、決して単一国家のご



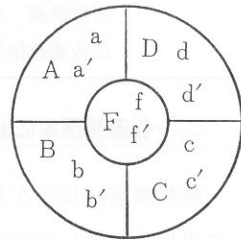
とく無制限な主権を行使するものではない。A, B, C は支分国、F は連邦国家、A においては F の制限なく、A に固有なる a なる主権を行使する。B, C においても同様に F の制限なく、それぞれに固有なる b, c なる主権を行使する。この場合に、連邦主権は f であるとともに A, B, C の主権でもある。すなわち

この場合に A は本来 a+f なる主権を有するのであるが、f なる共通主権の行使を連邦 F に委譲したのである。従って A 国は自己に固有なる a 主権のみを行使することになる。この共通主権の存することが連邦国家の特色である。連邦

国家 (Federal state, Bundesstaat) と似て非なるものに国家連合 (Confederation of states, Staatenbund) がある。国家連合とは若干の主権がそれぞれの独立を共同防衛する目的で、相互に条約を締結し、共同管理のための常設機関を設置し、永続的な団体を組織するとき、これをいうのである。国家連合はそれ自身の領土及び人民を有していないから国家ではないのである。しかし加盟国が、この国家連合に一定の権能、例えば外交使節の派遣・接受の権能、条約締結・宣戦布告の権能等を附与することができる。この点において、国家連合を以て国際法上制限されたる権利の主体(人格)<sup>①</sup>と認めることができるが、国家とすることはできない。

国家連合は国家間の国際条約によって成立したのであるから、自己の自由意思によって脱退も可能であり、この連合よりある国家を追放することも可能である。

A, B, C, D をそれぞれ A, B, C, D 国の領域とする。  
 $a', b', c', d'$  をそれぞれ A, B, C, D 国の人民とする。  
 連邦 F には A, B, C, D の共通主権が帰属し、F がこの共通主権を行使する。F は自己の領域として  $a+b+c+d+f$  を有し、 $f$  を直轄地とする。F は  $a'+b'+c'+d'+f'$  を自己の人民とする。 $f'$  は直轄地の人民である。F は A, B, C, D 国の共通主権の帰属者である。F の人民は連邦主権の担荷者であり、行使者である。



連邦国家においては連邦それ自身と支分国との間に主権の配分がなされなければならない。単一国家においては、国家の委任に基づいて、地方公共団体にある範囲内において自治が許されているに過ぎないのに反して、連邦国家においては、共通主権作用は連邦に属し、個別主権作用は支分国に帰属している。

主権作用の配分については実質的配分と形式的配分とに区別することができる。実質的の配分とは統治の目的についての配分であって、外交、軍事、財政、通商、教育等の具体的、実質的の主権作用の配分である。形式的配分とは統治権力についての配分であって、ドイツ連邦共和国におけるごとく、立法権は連邦に属し、執行権は支分国に属するというがごときである。実質的配分はア

アメリカ合衆国、スイス連邦等において行われ、形式的配分はドイツ連邦において行われている。

(註)

- ① 1815—1848までのスイス連邦、1805—1813までのライン連盟、1815—1866までのドイツ連邦、1776—1787までのアメリカ連邦（13州の独立宣言からアメリカ合衆国の建設まで）等は国家連合であった。

(註) S. Chandhuri, *A Constitution for the World Government*, 1949, pp. 8-10.

H. J. Laski, *A Grammar of Politics*, p. 240.

C. F. Strong, *Modern Political Constitutions*, 1930, p. 217.

J. A. Hawgood, *Modern Constitution*, 1939.

E. S. Corwin, *The Constitution and what it means today*, 1954.

宮沢俊義 連邦制度概説

法政論叢第二巻 拙稿 主権と国家機関

## (二) 各連邦国家における連邦権と州権

連邦国家における主権分配論については種々の観点から考察され得るが、特に連邦と各州との間の主権の限界が第一義的である。連邦主権は連邦国民によって担荷され、連邦議会、連邦内閣、連邦裁判所によって行使、執行される。また州主権は州人民によって担荷され、州議会、州知事、州裁判所によって行使、執行されている。今連邦国家の代表としてスイス連邦について、主権に関係する各条項を引用して、その主権の帰属、分配の構造を探究し、他の連邦国家の類似の条項と比較して、より一層明確化したいと思う。スイス憲法第1条「現在の同盟によって合同せる23の主権的州 (Sovereign cantons) の国民は合一してスイス連邦を形成する (form together the Swiss Confederation)」すなわち、まず最高、独立なる州主権があり、これが互いにその一部(共通のもの)を連邦に委譲して連邦主権を創成し、連邦主権として委譲しない部分(固有の主権)はそのまま自己に留保し、連邦に委譲した部分についてのみ主権によって制限(自律的制限 *Selbstbeschränkung*)されることになる。すなわち、同第3条



「州はその主権が連邦憲法によって制限せられない限り (so far as their sovereignty is not limited by the federal constitution) 主権的であり (are sovereign) 且つ連邦権に委ねられていないすべての権利 (all the rights which are not delegated to the federal power) を行使する」これがいわゆる留保主権 (reserved sovereignty) といわれるものである。これについてアメリカ合衆国憲法修正第10条「憲法によって合衆国に委任されず (The powers not delegated to the United States) また州に対して禁止されない権利 (nor prohibited to the states) はそれぞれ各州に留保される (are reserved to the states) あるいは人民に留保される (are reserved to the people)」とある。アメリカ合衆国の留保権は各州にあり、また各州の人民にもある。すなわち、スイスの留保権が州主権のみとなっているのであるが、アメリカ合衆国の留保権は州主権のほかに、人民権として人民の留保権がある。これが人民留保権 (retained right) である。アメリカ合衆国憲法第9条「憲法中に特定の権利を列挙したことによって人民の保有するその他の権利 (others retained by the people) を否認または軽視するものと解釈されてはならない」と定めている。

スイス憲法第5条以下に連邦権限を定めている。①州の領土、主権、憲法及び国民の自由と権利の保障②各州間の同盟及び政治的条約の禁止③宣戦、講和、同盟、通商条約の締結④外国へ軍隊派遣の禁止⑤公務員の外国政府より年金、俸給、勲章、称号等の特典をうけることの禁止⑥常備軍保持の禁止⑦各州間の紛争の裁決⑧州が外国から脅威を受けた場合の処置⑨州の秩序がおびやかされた場合の処置⑩各州の軍隊を通過せしめる権利(11)連邦軍隊の指揮⑫軍隊についての法律の制定、軍事教育、軍装品の費用の支給⑬連邦の軍事施設等の取得⑭公企業設立、補助、取用⑮食料政策⑯河川及び森林政策⑰水力利用の監督⑱航行の規制⑲漁業、狩猟の規則⑳麻醉せざる動物屠殺の禁止㉑鉄道の建設及び経営㉒教育施設㉓関税の管理㉔関税徴収の原則㉕関税収入の帰属、州への補償金㉖取引及び営業の自由、その課税㉗経済生活の規則、取引及び営業の自由の制限㉘銀行制度の規制㉙経済恐慌と失業の防止㉚蒸溜酒製造の規則㉛特殊飲料物の製造、輸入、貯蔵の禁止㉜労働者の保護、移民、保険に関する営業の監督㉝疾病傷害保険連邦㉞の労働に関する規制㉟養老、遺族、廃兵保険㊱家族保険、

妊婦保険⑳郵便、電信の管理㉑道路橋梁の管理㉒自動車並びに自転車交通の規制㉓航空に関する立法㉔貨幣鑄造㉕紙幣の発行㉖度量衡の決定㉗火薬類及び軍需品の製造と販売㉘印紙税の賦課㉙煙草への課税㉚連邦経費の支弁㉛二重課税の禁止㉜滞在者の参政権と市民権の規定㉝貧民の他州における病気、死亡の処置㉞ジェスィット教団の禁止㉟新たな僧院若しくは宗教上の教団の設立並びに復活の禁止㊱結婚の権利の保護㊲個人の行為能力、商業並びに動産取引に関する法関係、文学並びに芸術作品の著作、図案並びに模型を含む実用新案の保護、債権取立並びに破産に関する立法㊳民法上の法律制定㊴刑法上の立法㊵参政権の喪失の限界㊶刑事被告人引渡しに関する立法㊷無国籍人へ公民権の賦与、無国籍の発生防止㊸人間及び動物の疾病予防㊹食料品並びに嗜好品の販売、生命若しくは健康に害を与えるごときその他の日用品並びに消耗品の販売に関する立法㊺国境での輸入の監督㊻外国人の入国、出国、滞在、定住の取扱㊼安全を害する外国人の追放等のごとく多くの事項が連邦の管掌事項である。すなわち、Federal power または Delegated power である。その他の事項は各州に留保された留保権限 Reserved power または Cantonal power である。しかし連邦と州とが協力して行う権限、すなわち、共同権(Concurrent power)があり、更に連邦との関係において特に州の権限として明示しているものがある。これは州の明示権限(Express power)である。州の明示権限として、第7条「州は立法、行政、司法制度について相互に協定を締結する 権利を有する」第9条「国家財政及び近隣との交通、警察の事柄に関して 外国との条約を締結する 権限が州に留保される」第10条「第9条に定められた事項については州は外国の下級の官庁並びに官吏と直接に交渉することができる」第13条「州武装警官は武器を保持することができる」第15条「州が外国から突然危険にさらされた場合、他の州の救援を求めることができる」第19条「州は法律の制限内で、その領域内の兵力を指揮する」第20条「軍制の実施は州の官庁が行う」第21条「軍団の編成、士官の任命、昇級は州が連邦法によって実施する」第27条「州は連邦監督の下に初等教育を行う」第27条の2「初等教育制度の組織、管理監督は州の管轄に属する」第31条「取引及び営業の実施並びにその課税についての州の諸規定、州の専売権はこれを州が維持する」第31条の3「州はホテル経営の

規制をなすことができる」第32条「連邦規定の執行は州が行う」第32条の4「州はアルコール性飲料物の営業と小売業との行為を法律により、公共の福祉のため制限することができる」第32条「州は自由職業を営む資格証明書を賦与する」第35条「州政府は公共の福祉の制限の下に賭場を許可並びに禁止することができる」第61条「一州の民事裁判判決はスイス全土において執行することができる」第64条「裁判所の構成、裁判手続、裁判作用は州の権限である」等がある。また連邦と州と両方の共同権限 (Concurrent powers) というべきものがある。第34条の4「養老、遺族、廃兵保険の実施は連邦が州と協力して行う。連邦と州の両保険部門は同時に創設される」第43条「州民 (Kantonsbürger) はすべてスイス連邦の国民 (Bundesstaatsbürger, Schweizerbürger) である」第50条「州と連邦とは宗教団体の所属者間の秩序と公共の平安のため適当な処置をなす」第53条「市民たる身分の確定と登録とは市民役所 (Bürgerlichen Behörden) がこれを行う。連邦はこれについて法律で規定を定める」第69条の2「食料品、嗜好品、生命健康に関する日用品に付ての規定の執行は連邦の監督と援助の下に州がこれを行う」。

以上のごとくに主権の行使は連邦事項、対外事項、州際事項について、他国のそれよりも多く連邦の権限としている。この点アメリカ合衆国、ソ同盟の連邦権限よりも列挙事項が多方面にわたっている。アメリカ合衆国においては第1条第8節に連邦議会の権限として18項目を列挙して、連邦権限 (Federal power) 委任権限 (Delegated power) とし、連邦に列挙されない事項は州の主権作用・州人民の固有の権力としている。その法的根拠は憲法修正第10条に基づく。これについて州権主義者の Jefferson は憲法において列挙されている権限以外のものは委任の外にあるものとして連邦の権限を狭く解している。これに対して、Hamilton は明文を以て示されている権力 Express power のほかに黙示的権力があり、また連邦国家として当然認むべき権力 (Resulting power) があるとして、連邦権限を広く解せんとする。しかし現代においては国際的、国内的関係において連邦権限は広く解すべき傾向にあり、また広く解すべきである。アメリカ合衆国憲法第1条第8節第18項に黙示的権限 (Implied power) として「本憲法により合衆国政府またはその官庁若しくは官吏に対して付与さ

れた他の一切の権限を執行するために必要にして適當なる法律を制定する」とある。黙示の権限のほか連邦及び州の両方に並び認められる権限すなわち共通管轄権 (Concurrent powers) がある。更に連邦議会に禁止事項が第1条第9節に8項目が列挙されている。また同第10節に州に対する禁止事項として3項目があげられている。

ブラジル連邦憲法第1条第2項「すべて権力は国民に由来し、且つ国民の名において行使される」(all power emanates from the people and shall be exercised in its name) と定めて、統一的国民が主権の担荷者であり、その総意が主権の座として一切の国家活動の源泉である。それゆえに、立法権も司法権も行政権も、国民に代って、国民の名において行使されるのである。同第5条に連邦の権限として15項目を掲げ、立法権として18項目を定めている。ただし各州は連邦立法中のあるものについては追加的、補足的に州立法をなすことができる。すなわち Concurrent な立法権を定めている(第6条)<sup>①</sup>。第7条には連邦政府の州への干渉事項7項目を定め、第8条においては連邦法律を以て干渉する場合、第9条は大統領令を以て干渉する場合をあげている。また第31条に人民権を規定している。すなわち「連邦、州、連邦区及び市町村に対して次の事項をなすことを禁止する」(The union, the states, the municipalities and the federal district are forbidden to...) と定め、5項目を列挙している。更に第36条に三権の独立を明示している。「連邦の権力は立法権・行政権及び司法権とし、各権力は相互に独立し、且つ調和する」(The powers of the union are the legislative, the executive and the judicial, independent and harmonious among themselves.)

ドイツ連邦共和国憲法第32条「外交関係の処理は連邦の事務とする」とある。ただし各邦は立法権の範囲内において連邦政府の同意を得て外国と条約を締結することができる(第32条第3項)。アメリカ合衆国の各州と異なり、スイスの各州のごとくにある種の外交権を各邦に認めている。同第73条に連邦の専属立法事項11項目をあげている<sup>②</sup>。第74条においては、連邦と各邦との競合的立法 (Concurrent power) として23項目を列挙している。ドイツ連邦共和国の特色として連邦法は各邦が固有の事務としてこれを執行する。第83条「邦はこの基

本法が別段の定をしまたは許容している場合を除き、固有の事務として、連邦法律を執行する」(Die Länder führen die Bundesgesetzte als eigene Angelegenheit aus, soweit dieses Grundgesetz nichts anderes bestimmt oberzulässt.)

また第59条には国家人格の主権的性格を最も顕著に表明し、大統領が外国と条約を締結するのは国民の名においてではなく、国家の名において行うとしている。「大統領は連邦の名において条約を締結する」<sup>③</sup> (Der Bundespräsident schließt in Namen des Bundes die Verträge mit auswärtigen Staaten.) 第75条に連邦が大綱的規定を発する権限を認める項目を掲げている。

またドイツ民主共和国憲法第111条「共和国はすべての事項について統一的法律を発することができる。ただし統一規則の必要がそれによって満たされない限り、共和国はその立法に際して基本方針にとどめておかなければならない。共和国がその立法権を行使しない限り州は立法権を有する」(Soweit die Republik von ihrem Recht zur Gesetzgebung keinen Gebrauch macht, haben die Länder das Recht der Gesetzgebung.)

最後にリビア連合王国の憲法によれば第36条に「連邦政府は次の事項に関する立法上及び行政上の権能を行使する」と定め39項目をあげている。しかしてこれらの立法の実施に伴う行政権は州の権限内にあるものとしている<sup>④</sup>。この点ドイツ連邦共和国と同様である。

(1) 連邦憲法において国民に主権の存することを明瞭に宣言するものはベルマ憲法第3条「連邦の主権は国民に存する」(The sovereignty of the union resides in the people)である。同第4条「立法、行政、司法の全権は国民に由来し、この憲法によって設立された連邦またはその構成単位の機関により、その権限に基づいて、国民に代って行使される」(all powers, legislative executive and judicial, are derived from the people and are exercisable on their behalf by or on the authority of the organs of the union or of its constituent units established by this Constitution.) 連邦国民は連邦主権の担荷者である。主権作用のすべての行使の委任権は連邦国民より由来し、連邦の行使事項は連邦の機関がこれを行行使し、州の行使事項は州の機関がこれを行

使用する。連邦及び州の機関がその委任事務を行うのは、連邦事務については連邦国民の名において、州事務については州人民の名において (on their behalf) これを行うのである。

同様の規定がメキシコ合衆国憲法第39条「国家の主権は本質的且つ本源的に国民に存する。すべて公権力は国民に発し、国民の利益のために行使される」(The national sovereignty is vested essentially and originally in the people. All public power emanates from the people and is instituted for its benefit.) 更に同条に「国民は常に自己の政府の形態を変更する不可譲の権利を有する」(The people have at all times the inalienable right to alter or modify the form of their government.) と定め、国民全体の総意によって政態を変革することのできる固有の権利のあることを宣言している。

(2) メキシコ合衆国憲法第41条「国民は合衆国に関する事項については連邦の権力により、また州の内治に関する事項については州の権力によって、この憲法及び州憲法がそれぞれ定める方法により、その主権を行使する」(The people exercise their sovereignty through the federal powers in matters pertaining to the union, and through those of the states in matters relating to the internal administration of the latter. This power shall be exercised in the manner respectively established by the federal and state constitutions.)

インドネシア連邦共和国憲法第1条第2項「インドネシア連邦共和国の主権は人民に属する (The sovereignty of the Federal Republic of Indonesia is vested in the people) そして代議院と共同して政府によって行使される (is exercised by the government together with the House of Representatives)」また同第35条「国民の意思が公権の基礎である」(the will of the people is the basis of public authority) と定めて国民の総意に一切の国家権力の基礎である動的な主権の存在することを明示し、更に国民の総意の表現方法として「国民の意思は普通平等の選挙、秘密投票の手続きを以て施行する定期的且つ真正なる選挙によって表示される」(This will is expressed in periodic and genuine elections which are held by universal and equal suffrage and by

secret vote procedure.) すなわち、国民主権の表示は選挙によってなされる。ラスキーの言をかりると、国民は代議政治においては選挙の瞬間のみ主権者であって、他のときは全く被治者である<sup>⑤</sup>。またダイナーによれば、国民のうちの選挙人が有する唯一の権利は国議会員を選挙することであって、法律案を発し、または議会の立案にかかる法案を裁可し、あるいは議会の制定せる法律を廃止する法律上の権能を有しない<sup>⑥</sup>。

またドイツ連邦憲法の前文に「各邦のドイツ国民はその憲法制定権力によってドイツ連邦共和国のこの基本法を制定した」(The German in the Länder has, by virtue of its constituent power, enacted this Basic Law of the Federal Republic of Germany) と定め、各邦に居住するドイツ人の統一体に統一ドイツの憲法制定権力 (Gesetzgebungsgewalt) すなわち、主権が存することを明らかにしている。統一ドイツのうちには東独の各邦のドイツ人も含まれているが、実際には基本法制定には参加できないので西独各邦のドイツ人の統一体が、東独の各邦に居在して参加不能なるドイツ人に代って憲法を制定したことをのべている。すなわち It acted also on behalf of those Germans to whom participation was denied とある。

更に第20条第2項「すべての国権は国民より発する」(all state authority emanates from the people.) 国権の行使については、国民自身の選挙権の行使・国民投票または国民の責任によって国会、内閣、裁判所によって行使されることを定めている。国民の委任の形式が選挙された者の任命である。「国権は選挙及び投票において、国民により、また立法、執行、司法の機関によって行われる」(It shall be exercised by the people in elections and plebiscites and by means of separate legislative, executive and judicial organs) とある。

(3) オーストラリア連邦憲法第51条「議会はこの憲法に従い、次に掲げる事項につき平和、秩序及び善良な統治のために法律を制定する権限を有する (shall have power to make laws for the peace, order and good government of the commonwealth)」として39項目を掲げ、更に第52条に連邦の専権 (exclusive power) として3項目をあげている。州権については第107条に「すべ

て州となりまたはなるべき植民地の議会の権限は、この憲法により連邦議会に専属する権限とされた場合または州議会の権限でないとした場合を除いては、連邦成立のとき、または州が承認され若しくは設立されたときにおける同一のものとして存続する」(Every power of the parliament of a Colony which has become or becomes a state, shall, unless it is by this constitution exclusively vested in the Parliament of the commonwealth or withdrawn from the parliament of the state, continue as at the establishment of the commonwealth, or as at the admission or establishment of the state, as the case may be.) 州の明示権限 (Express power) として第106条以下に12項目が列挙されている。また連邦の禁止事項 第114条「連邦は州に所属する財産に課税することができない」第116条「連邦は宗教を創設し、または自由な宗教活動を禁止する法律を制定してはならない。またいかなる宗教上の審査も連邦における公職または公の信託に対する資格として要求してはならない」第100条「連邦は通商に関する法律または規則により州または住民が管轄または灌漑のために河川を合理的に使用する権利を制限してはならない」等がある。

ビルマ連邦共和国においては第92条第1項「国会は特に州参議会に付与される権限を除き連邦の全部または一部について法律を定める権限を有する」同第2項「各州参議会は州立法事項表に列挙される事項につき州またはその一部のために法律を定める専管的権限を有する」(Each State Council shall have power exclusively to make laws for the state or any part thereof with respect to any of the matters enumerated in List II of the said schedule (State Legislative List.) 同第3項「各州参議会は決議をもってその地域、権限、権利を連邦に委譲することができる」(any State Council may by resolution surrender any of its territories or any of its powers and rights to the union) と定め、まず州の専権事項を列挙し、憲法関係4、経済事項12、保安6、交通4、教育4、公衆保健4、地方行政2、一般4項目を定めている。更に、連邦議会の一般的(残余的)権限を制限する意味ではなく、その明確性を期待するために明示的な連邦議会の排他的権限は憲法別表第3第1表(連邦立法事項表)に列挙されている。国防7、外交10、交通11、財政15、一般事項40



項目に及んでいる。かかる主権の配分は連邦の主権者である統一的国民の主権作用配分の方法としてまず州の専権を定め更に残余の権限を連邦権とし、その連邦権を具体的に列挙的に掲げている。主権国民の主権作用の配分は憲法によって定められる。ビルマ連邦共和国と同様に別表において規定をなすものにインド共和国憲法がある。同第11編第1章立法権の配分第245条第1項「この憲法の規定の制限内において連邦議会はインドの全部または一部に対して法律を制定し、州議会は州の全部または一部に対して法律を制定することができる」同第246条「第7附則第1表(連邦管轄事項表)の事項に関して連邦議会は排他的立法権を有する」(Parliament has exclusive power to make laws with respect to any of the matters enumerated in List I in the seventh schedule (the Union List).)また、同第3項「州の議会は第7附則第2表(州管轄事項表)に掲げる事項に関し、州の全部または一部に対して排他的立法権を有する」(the Legislature of any state has exclusive power to make laws for such state or any part thereof with respect to any of the matters enumerated in List II in the seventh schedule.)同第4項「連邦議会はインドの州に含まれない地域においては州管轄事項表に掲げる事項であると否とにかかわらずすべての事項について立法権を有する」(Parliament has power to make laws with respect to any matter for any part of the territory of India not included in Indian States notwithstanding that such matter is a matter enumerated in the State List.)州権と連邦権とを別表によって明示している。連邦管轄事項表には97項目、州管轄事項表には66項目が掲げられている。また連邦と州がともに行い得る権限すなわち Concurrent power として、第246条第2項「連邦議会は第7附則第3表(共通管轄事項表)に掲げる事項に関して立法権を有する。州の立法府もまた同様とする」(Parliament and the Legislature of any state also have power to make laws with respect to any of the matters enumerated in List III in the Seventh schedule (Concurrent List).)かくして連邦議会は共通管轄事項及び州管轄事項に掲げていない事項について排他的立法権を有するのである。(Parliament has exclusive power to make any law with respect to any matter not enumerated in the

Concurrent List or State List.) また非常事態の布告施行中においては国会は州の管轄事項について立法権を有するのである。すなわち、第250条第1項連邦議会は非常事態の布告の施行中は州管轄事項表に掲げるいかなる事項に関しても、インド領の全部または一部に対し立法権を有する。(Parliament shall, while a proclamation of Emergency is in operation, have power to make laws for the whole or any part of the territory of India with respect to any of the matters enumerated in the State List.)

(註)

- ① ブラジル連邦憲法第6条「財政、保険、社会保障、保健、刑務所制度、生産及び消費、国民教育、憲法の編成、教練、法務及び保障、動員若しくは戦争、戦時における民事及び軍事教練、港湾及び沿岸航海の管理、地下資源、鉱業冶金、水利、電力、森林、狩猟、漁撈、技術及び科学職業並びに自由業に従事する資格条件、著人 (forest dwellers) の国家社会への編入」
- ② スイス憲法第9条「国家財政及び近隣との交通及び警察の事柄に関して、外国との条約を締結する権限が州に留保せられる。しかし、かかる条約は連邦並びに他の州の権利と相容れざるものを含んではならない」(the cantons retain the right to conclude treaties with foreign states in respect of matters of public economy and neighborhood and police relations; nevertheless, such treaties must not contain anything prejudicial to the Confederation or the rights of other cantons.) ドイツ民主共和国憲法第117条「対外関係の処理は共和国の独占的事項とする」同様の規定はソ同盟憲法第18条において最も顕著に表明されている。「同盟構成共和国は諸外国と直接的関係に入り、これら諸国と協定を締結し且つ外交代表及び領事代表を交換する権限を有する。」
- ③ ドイツ民主共和国憲法第112条には連邦の独占的権能として「対外関係、貿易、関税制度、商品運輸、国籍移転の自由、出入国、犯罪人引渡、旅券並びに外国人法、身分法、民法、刑法、裁判所法及び裁判所手続、労働法、交通、郵便、電信及びラジオ放送の制度、映画及び新聞、通貨、造幣制度、度量衡、社会保障、戦争災害及び占領軍費並びに賠償」をあげている。

ドイツ民主共和国憲法第105条第2項においても「大統領は共和国の名において諸外国と条約を締結し且つそれに署名する」(Der Präsident der Republik schliesst im Namen der Republik Staatsverträge mit auswärtigen Mächten

ab und unterzeichnet sie.)

- ④ Art. 36 「The Federal Government shall exercise legislative and executive powers in connection with the matters shown in the following list ;」 Art. 38 「The executive power in connection with the implementation of that legislation shall be within the competence of the provinces」
- ⑤ Laski, Grammar of Politics, p. 86.
- ⑥ Dicey, The Law of the Constitution, p. 138.

(註) C. F. Strong, Modern Political Constitutions, 1930.

W. S. Livingston, Federalism and Constitutional Change, 1956.

K. C. Whare, Federal Government, 1953.

J. A. McCallum, Federalism in Australia, 1949.

A. C. Banerjee, The Constitution of the Indian Republic, 1947.

T. A. Hawgood, Modern Constitutions, 1939.

C. Hughes, The Federal Constitutions of Switzerland, 1954.

D. Chalmers, Outline of Constitutional Law, 1925.

C. M. Young, Constitutional Laws of the Commonwealth, 1952.

B. A. Cliath, Select Constitutions of the World, 1922.

Government, Constitution of the Republic of the United States of Brazil, 1929.

R. H. Fitzgibbon, The Constitutions of the Americas, 1948.

W. R. Barnes, The Constitution of the United States, 1954.

K. C. Wheare, Modern Constitutions, 1925.

T. W. Burgess, Comparative Constitutional Law, 1890.

E. S. Corwin, The Constitution and what it means today, 1954.

Mirkine-Guetzévitch, Les Constitutions Européennes, 1951.

G. N. Joshi, The Constitution of India, 1952.

## 第八章 国会主権の構造

### 第一節 英国の国会主権

君主主権とか国民主権とか主権の帰属者を表示する語に対して、英国の特色として国会主権があり、主権の帰属者は国会である。ダイシー（A. V. Dicey）によれば国会主権における国会とは共同して作用する国王、貴族院（House of Lords）及び庶民院（House of Commons）の三者の合同体を指称するのであって、この三者の合同体を一つの焦点に絞ったものが国会における国王（King in Parliament）である。

国会主権とは国会はいかなる法をも無制約的に制定し、またこれを自由に改正、廃止する権能を有することを意味する。このことを表現する語として、制定法の初頭に「本法は本議会において、議会の権威によって僧侶及び貴族の貴族院並びに庶民院の助言と承認を以て国王によって制定された」と宣言される。

The expression “Parliamentary Sovereignty” means that the King, the House of Lords, and the House of Commons can pass, amend, or repeal laws to any extent, and there are no fundamental laws which Parliament cannot interfere with. The enacting formula of an Act of Parliament clearly shows corporate character of the three branches of the Legislature and their independence. It runs as follows: “Be it enacted by the King’s most excellent majesty, by and with the advice and consent of the Lords spiritual and temporal, and Commons, in this present Parliament assembled and by the authority of the same, as follows”<sup>①</sup>.

国会主権について二つの意義がある。すなわち、その一つは国王、貴族院、庶民院の三者の合同体がいかなる法をも制定改廃することができるという積極的な意義における主権であり、他は英帝国内において国会の制定法を廃除する権能をもつものは国会以外にいかなる人も団体も全く存在しないという消極的な意味における主権である。

Parliamentary Sovereignty has a positive as well as a negative

aspect. In its positive aspect it means that the King, the Lords and the Commons acting together can make, alter or repeal any law; in its negative aspect it means that there is no legislative authority which can compete with Parliament.<sup>②</sup>

国会の主権的立法権によって制定された法は英帝国内のすべての部分において有効であり、またその至上性は公法の領域においても、私法の領域においてもすべての領域にわたって有効である。1911年の国会法 (Parliament Act) はこの法律の通過の直前まで国王の有していた特権を廃棄し、また「この法律は庶民院の現存の権利及び特権を廃棄若しくは制限するを許さず」と規定している。1706年のスコットランドとの合併法 (Act of Union with Scotland) 1800年のアイルランドとの合併法 (Act of Union with Ireland) 1922年のアイルランド自由国の独立を承認した法律 (the Irish Free State Agreement Act) 1936年の皇帝エドワード八世の退位宣言に関する法律 (His Majesty's Declaration of Abdication Act) 1700年の王位確定法 (Act of settlement) 1716年の7年会期法 (Septennial Act) の場合は選挙民の意向に照らして国政の安定の見地から従来の3年を7年に延長した。しかし1911年の国会法によって庶民院と選挙民との関係を一層密接ならしめるために5年に短縮された。

私法の領域においても免責法 (Act of Indemnity) によってなされた当時違法であった行為が後に有効とせられ、そのため法律違反者の責任を免除することができるのである。

英国においては名目上の主権 (Nominal Sovereignty) は国王に、法的主権 (Legal sovereignty) は国会に、政治的主権 (Political Sovereignty) は選挙民 (Electorate) にあるといわれる。国民投票 (Referendum) が全く行われないうちは、法的主権、法の支配、立法府としての国会の至高性、国会主権尊重の精神から由来するものである。

法的主権者とはその命令が裁判所において強制力をもつ、法が法として妥当する最終的根源である。国会は法に関する限り必然的に絶対であり、無答責である。国会の立法に対しては法的には反抗し得ないものであり (事実上は反抗し得るが) この意味において、立法に関しては国会は専制的である。もちろん

国会は道徳的な立法についての感受性、人民の反抗に対する予知性は充分もち合わせてはいるが、法的に立法上の専制者である。かかる国会の法的主権の背後には国会において主動的な役割を演ずる庶民院議員を選挙する一般市民（選挙民）が存する。庶民院はその立法に当っては必ず選挙民の意思願望を十分に察知して法を制定するのであって、選挙民の意思願望を無視することは絶対にあり得ないことである。そこで選挙民は国家意思の決定には法律的には何ら権力を有しないが、背後の力として政治的には最も偉大なる力をもっている。すなわち、政治的には選挙権者は最高の権力者であって、法的主権の根拠である。選挙民は実定法の圏外にあって究極的権威を把持するものである。

かくして法的主権者たる国会の制定法を法律的に無効にするいかなる法も権威も存在しないのである。 There are no fundamental laws, there is no judicial or other authority which can declare any given Act of Parliament invalid.<sup>④</sup>

しかし国会主権に対して、ある種の限界が存在することを看過することができない。国会といえども道徳法 (laws of morality) に反して立法することができないとする論者がある。これは事実には適合しない抽象論である。離婚法は神法及び道徳法に違反するが、裁判所はこれを有効なるものとして適用している。

また国会は国際法に違反して立法できないといわれる。これには国会は国際法を侵す意思を有しないという仮定が含まれている。裁判所はかかる仮定を有効にするように制定法を解釈しているが、もし国会法が国際法の原則に反する場合、国会法が無効とされるのではなく、国際法の原則を生かすように外交的な方法で救済する方法を講ずるのである。

更に国会法は国王の大権 (Royal Prerogative) を侵すことができないといわれる。王位確定法はこの論争に対する回答である。その前文にある「王位に一層進みたる限定をなし、また臣民の権利自由を更に確保するための法律」という語によっても知られるように、国会はこの法を人民のために (for the subject) 立法したのであって、君主のために (for the sovereign) 立法したのではない。かくして国王は制定法の明示的な法規によって、また必然的な推断 (necessary implication) によって拘束されるのである。すなわち法の条項は

国王を拘束する。The provision of this Act shall bind the crown と王位確定法にあることによっても知られる<sup>⑤</sup>。

その他国会主権にある慣習的な制限があるとせられる。16世紀の裁判官は一般に普通法 (Common law) が国会法に優先すると主張した。18世紀のブラックストン (Blackstone) さえも神法 (Divine Law) に反する制定法は無視 (disregard) さるべきであるとしている。またコーク (Cork) も国会法 (Act of Parliament) が普通法上の権利と条理 (common right and reason) に反し、矛盾し、実施が不可能であるならば、普通法が国会法に優先すべきであるとのべている。ホバート (Hobert) は Day v. Savage (1615年) 事件においてベーコン (Bacon) やコークの意見を採用し、「自然法的衡平に反する国会法は無効である。というのは自然法は永久不易の法であるからである。jura naturalia sunt immutabilia. そしてそれはまた法の法 leges legum である」といっている。ステフエン (Stephen) は制定法は単なる文字によって解釈すべきものでなく、それが制定された意向と目的に従って解釈さるべきであるとする<sup>⑥</sup>。しかしウィルズ (Willes) によれば、以上のごとき考え方は法文の不明なときにはじめて制定された意向を尊重して解釈することをいうのであって、国会法は国家の法として国全体を支配しているのである。裁判官は決して国会の上訴裁判所としての地位にあるのではないとのべている。Acts of Parliament are laws of the land. We do not sit as a Court of appeal from Parliament.<sup>⑦</sup>

次に問題になるのは歴史的に存在する枢密院における国王 (King in Council) の国王の大権 (Prerogatives of the Crown) に基づいて行われる立法権である。勅令 (Order in Council) または詔書 (Proclamations) による立法は国会の委任に基づいて行われるものである。1776年チャタム卿が詔書によって小麦の輸出を禁止したが、これに対して国会は免責法を制定してこの違法を免責した。これは国王の詔書による立法が違法であることを証明するものである。また貴族院、庶民院の決議は法たるの効力を有しない。もちろん各院はその院内秩序維持については完全な自治権を有し、院に対する侮辱に対しては裁判所侮辱 Contempt of Court としてこれを処罰することができる。しかしこの各院の決議や宣言は裁判所の審査権を超越するものであるが法に値しないのである。

裁判所の判例法は国会制定法を改廃することはできないが、国会法は判例法を覆し得る。かくして司法的立法は従属的立法 (Subordinate Legislation) であって国会の同意と監督の下におかれている。

議会主権に対する制限として、国会法が実施される場合に事実的な制約を受けるのである。その一つは外部的制約 (external limit) であり、他は内部的制約 (internal limit) である。主権者の法律の実施に対する外部的制限は人民が主権者の制定した法律に違背しまたはこれに対して反抗する可能性である。絶対的な主権力をもった主権者としての専制君主の下において彼の制定した法律は王国内のすべてのものを制約する拘束力を有し、且つ王国内にはこの法律を無効にする権力は存しないから、専制君主の意思は人民によって当然に服従せられるべきであるが、ヒューム (Hume) がいうごとく、権力はある意味においては被治者 (the governed) の側に存するのであるから、支配者は常に人民の総意を除いては自己を支持する何ものをも有しないのである。それゆえ、国会は常に被治者たる人民の総意に適合するように法律を制定しなければならない。しからざる場合には、その反抗に会い暴動となり、革命となり、人民の法を破る力となってあらわれる。いわゆる抵抗権とか抗議権とかいうものである。<sup>⑧</sup>

英国議会は法律上はスコットランドに監督教会 (Episcopal church) を設置することができるし、また適法に植民地に課税することもできる。法律に違背することなく、王位の継承を変更し、君主制を廃止することができる。しかし決して英国議会はこれらのことをしないのは、たとえこれらのことをすることは法律上は有効ではあるが、これらのことを行えば人民の反抗に会うことが歴史の示すところであることを察知しているからである。従って議会は反動的な立法をなすことを極力避ける方針をとっている。

今一つは内部的制約であって、いかに専制君主といえども、その社会の道德、一般的な社会通念、自己の身边を圍繞する百般の事情によって形成された性質に従ってその主権力を行使するのである。立法議会の立法はその本性上社会の所産であって、議会在立法によって社会を左右するものではない。<sup>⑨</sup>

英国の国会主権を有する国会と他の国の国会主権を有しない国会との間、すなわち、主権的議会と非主権的議会との間には次のごとき差異が見られるので



ある。主権的議会として英国の国会には(イ)国会が変更し得ない法律はないのである。国家の基本的な法規である憲法的法律も他の法律と同じ手続により改正、変更され、基本的憲法的法律と他の法律との間に差異がない。(ロ)英国内においては国会の制定した法律が根本的法律に反するとか、その他の理由でこれを無効にする立法機関も司法機関も行政機関も存在しない。<sup>⑩</sup>

(註)

- ① Dicey, Introduction to the Study of the Law of the Constitution, p. 36.
- ② Ibid.
- ③ Ritchie, Political Science 1, p. 385ff.
- ④ Pollard, Parliament, p. 1.
- ⑤ Craies, Statute Law, chap. 7.
- ⑥ Stephen, Stephen's commentaries, 3rd ed., p. 72.
- ⑦ Lee v. Bude & Mg. Co. (1871)
- ⑧ Hume, An Enquiry Concerning the Principle of Morals, p. 109.
- ⑨ Leslie Stephen, Science of Ethics, p. 143.
- ⑩ Dicey, op. cit., p. 37ff.

## 第二節 国権の最高機関

### (一) 日本国の国権の最高機関

憲法第41条に「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と規定する。まず国権(Staatsgewalt)の語はドイツにおいて創造されたものである。ドイツにおいては幾多の邦(Land)がドイツ連邦(Reich)を構成しているので、各邦には全面的に最高独立なる主権(Souveränität)が認められないので、連邦に委譲しない限りの権力が留保されている。この連邦に委譲しない各邦に留保されている権力については、各邦は何らの連邦の掣肘なく自主的にそれを行使することが認められている。それが国権である。それゆえに、各邦はある限界内において自主的に自己の意思を決定してこれを行使する権力を

保有している。各邦には主権はないが国権が存在する。最高独立なる主権は連邦にのみ認められるのである。しかし日本その他の単一国家においては国権は最高独立であるから主権である。従って国会が国権の最高機関であるということは主権の最高機関という意味である。しかし主権は憲法の前文（ここに主権が国民に存することを宣言し）及び憲法第1条（主権の存する国民の総意）によって明示されているごとく、国民全体（国民の総意）に存するのであるから、統一的国民が主権の担荷者である。

(註) 国家の主権の構造をその静態的な面と動態的な面とに分けて考察することができる。前者を主権の体 (*majestas realis*) 静態的主権、形式的主権、抽象的主権 (*souverainete in abstracto*) といい、後者を主権の用 (*majestas personalis*) 動態的主権、実質的主権、具体的主権 (*souverainete in concreto*) ともよばれる。静態的主権は国民、国土をその成立要素とした複合、恒久の人格である国家自体に属し(国家の本質的属性) 動態的主権は国家人格の担荷者である国民全体に属するのである。これについては、日本国憲法の前文に「この法則に従ふことは、自国の主権 (*sovereignty*) (静的主権) を維持し」「ここに主権 (*sovereign power*) (動的主権) が国民に存することを宣言し」として、国家に存する主権(主権の体)と国民に存する主権(主権の用)とを区別している。それゆえに、国家は静的主権の帰属者であり、国民全体は動的主権の帰属者である。この場合、国民全体が国家の担荷者または主権の担荷者という。静的主権の帰属者である国家人格は恒久的に人格の同一性を保有するが、動的主権の帰属者たる国家の担荷者は変遷する。それゆえに、国家主権とは静的主権が国家人格に存し、国民主権とは動的主権が国民全体に存することをいうのである。

明治憲法第1条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあって、天皇が統治権者(主権の担荷者、動的主権の帰属者)であった。また第4条に「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と規定し、天皇が統治権のすべての作用 (*alle Rechte der Staatsgewalt*) (1818年のバイエルン憲法)(立法、行政、司法)を統一的に行使し、天皇は統治権の作用の統一行使者(最高行使者 *der oberste Ausführer der Staatsgewalt*) であった。すなわち、明治憲法においては、天皇は主権の担荷者であり、統治権の最高行使者であった。それゆえに、明治憲法における天皇は主権の担荷者としては、

日本国憲法における国民全体と同じ地位にあった。

（註）美濃部博士は明治憲法における天皇の地位を国家の最高機関とせられた。国家機関とは国家の意思を構成する地位にあるものをいい、最高最終の国家意思の構成者が天皇であるから、天皇を国家の最高機関とせられた。しかし、明治憲法における天皇も、日本国憲法における国民全体も国家の機関というよりも、国家の担荷者（国家構成者、国家人格の意思を構成するもの）という方が適当である。統治権に伴う一切の権利義務の帰属終点（Zurechnungsendepunkt）は機関というよりも国家の担荷者（*der Träger des Staates*）というべきである。機関とはむしろかかる権利義務の帰属終点ではなく、通過点（*Durchgangspunkt*）をいうのである。それゆえに、日本国憲法においては国民は国家の担荷者であるが、国会は国権の最高機関である。国民が国家の最高機関ということは適当ではない。美濃部博士は他者によって附与されたものでも、委任されたものでもない固有の権力を有するものを原始機関といわれるのである。そしてこの原始機関を最高機関とよばれたのであるが、この論理でいけば、国民が国家の原始機関として、国家の最高機関であり、国会が国権の最高機関である。しかし、国家の最高機関は国家の意思の構成者である国民全体であり、また国家の意思を構成してこれを行行使する最高のもは国会であるということになる。かかる混乱を避けるために統治権に伴う一切の権利義務の帰属終点たる国民全体を国家の担荷者といい、国家の担荷者によって統治権の行使を委任されているものが国家の機関であって、国会はかかる統治権行使を委任されている機関のうち最高のものであると解すべきである。国会は統治権に伴う権利義務の帰属終点ではなく通過点である。

また天皇は統治権行使の最高機関（主動機関）として立法、行政、司法を統一的行う地位にあったのである（天皇の主動機関に対しては制限機関として帝国議会、國務大臣、裁判所があった）が、現憲法の国会が立法以外の統治権の作用たる行政及び司法を含めての最高機関であるであろうか。国会は決してかかる地位にあるものではない。明治憲法においては国会は國務各大臣は天皇の行政権行使の輔弼機関であったのであるが、現憲法における内閣は最高の行政機関である（65条）決して国会の下にある行政機関ではない。また司法権についても明治憲法の裁判所は天皇の代表機関に過ぎなかったのであるが、現憲法においては最高裁判所が司法権の最高機関である（76条）ただ国会は全国民を直接

に代表し(43条)内閣の首班である総理大臣は国会によって選ばれ(67条)内閣は行政権の行使について国会に対して責任を負い(66条)衆議院は内閣不信任案を可決して内閣の総辞職を要求する(69条)等のことによって行政権を制限するが、行政権上の裁可権はないのである。また司法に関しても国会は弾劾裁判所を設けて罷免の訴追を受けた裁判官を裁判する権限を有するに過ぎない(64条)むしろ国会の立法権は司法裁判所の違憲立法審査権によって立法権の掣肘を受けているのである(81条)これらの点において前憲法の「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」(55条)「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」(57条)と大いに異なるものである。それゆえに、国会は決して行政権の最高機関でもなく、司法権の最高機関でもない。

## (二) ソ同盟及び中華人民共和国における国権の最高機関

ソ同盟憲法に30条「ソ同盟の国家権力の最高機関はソ同盟最高会議である」同64条「ソ同盟の国家権力の最高執行及び発令機関はソ同盟閣僚会議である」同104条「ソ同盟最高裁判所は最高の裁判機関である」同31条「ソ同盟最高会議は憲法第14条によってソ同盟に与えられたすべての権力を行使する。ただしそれらが憲法によって、ソ同盟最高会議に対して責任を負うソ同盟の諸機関すなわちソ同盟最高会議、ソ同盟閣僚会議及びソ同盟各省の権限に属しない場合に限る」とある。これによって見ると、ソ同盟最高会議が国権の最高機関であるのはソ同盟憲法第14条の24項目の事項及び146条「ソ同盟憲法の変更はソ同盟最高会議の両院の各々において三分の二以上の多数で採択された決議によって行われる」によってである。決して行政権及び司法権を下級機関として統轄するという意味ではない。

ソ同盟最高会議が国権の最高機関であるということは、ソ同盟最高会議に、ソ同盟憲法を変更する権利、ソ同盟憲法の執行を監督する権利、同盟共和国憲法がソ同盟憲法に適合するか否かを監督する権利、新共和国をソ同盟に加入させる権利、同盟共和国の国境の変更及び新自治共和国、新地方、新州の形成を確認する権利、国政を調査する権利、ソ同盟の予算及び決算報告を確認する権利、借款の締結及び供与の権利、外国との関係の重要問題及び戦争、平和の間

題の決定の権利、外国との条約を確認する権利、ソ同盟の武装力の組織の基本的問題を決定する権利等をあげている。これによって見るとソ同盟においてはソ同盟最高会議の上に位するか若しくはそれと同等の権力を有するような機関は他にないという意味である。すなわち最高機関という意味は他の機関を下級機関として指揮監督し、最高会議の裁可を要するという意味ではない。それと同等以上の権力機関が他にないという意味である。

かくのごとく見れば日本国憲法における国会は96条により憲法の改正は国会に発議権があり、62条「両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる」73条「内閣は、条約を締結する。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする」83条「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」84条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」85条「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする」86条「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」90条「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともにこれを国会に提出しなければならない」等は前掲の43条、67条、66条、69条、64条等とともに国会の最高機関としての憲法上における具体的権限と見ることができる。

また中華人民共和国について見るに、21条に「中華人民共和国の全国人民代表大会は国家権力の最高機関である」とし、その27条に14項目を列記している。「憲法の改正、法律の制定、法律実施の監督、主席、副主席の選挙、国务院総理及び閣僚の決定、最高人民法院長、最高人民檢察長の選挙、国家経済計画の決定、国家の予算及び決算の審査及び承認、省、自治区及び直轄市の区画の制定の承認、大赦の決定、戦争及び平和の問題の決定、その他自ら行使すべきであると認められた職権」とあり、ソ同盟と同様のことを規定している。ドイツ民主共和国憲法(東独)50条は「共和国の最高機関 (Hochstes Organ der Republik) は人民議会である」として、国会を国家権力の最高機関とせず、国家の最高機関

としている。同様に朝鮮民主主義人民共和国憲法32条に「最高人民会議は共和国の最高主権機関である」と定める。明治憲法においては、天皇を国家の最高機関としていた。国家の最高機関は国家の担荷者として、始源的、固有の権力を以て国家人格の意思を供給するものである。日本国憲法における国権の最高機関は国家の担荷者によって統治権の行使を委任され、国家意思の決定及びその行使をなす機関中最高のものであるという意味である。国家の最高機関（国家の担荷者という方がよい）は国民である。明治憲法における天皇は国権の最高機関のごとく他者の委任によるものではなく、国家の担荷者であった。

(註) 国会は主権者としての国民全体の直接代表機関として、それは国会に集合した国民全体 (the Diet in which the whole people assembled) とも考えられるので、国権の最高機関というのであるとする学者もある。

G. Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, S. 183ff.

Hans Kelsen, *Über die Grenzen*, S. 56ff.

A. V. Dicey, *Introduction to the Study of the Law of the Constitution*, p. 66ff.

Adolf Dock, *Der Souveränitätsbegriff*, S. 52ff.

Austin, *Lectures on Jurisprudence* 1, p. 98ff.

## 第九章 民主主権の構造

### まえがき

Government of the people については潮田江次氏によって、その専門の政治学、英語学の立場から、外国の学者 Mallock, Bassett 等説を引用し、またわが国の政治学者、法学者、英文学者（室伏高信、横田喜三郎、矢部貞治、中村哲、蠟山政道、宮沢俊義、今中次麿、中野好夫、福原麟太郎の諸氏）の諸説を鋭く批判し、「人民の政治」（government of the people）とは、人民が政治の主体であるのではなく、人民が政治の対象であることを主張され、横田博士をはじめ、他のすべての法学者、政治学者が、「人民の政治」とは人民が政治の主体であると、それぞれの著書、論文において論じていることを攻撃されている。その後研究社の英語青年、英語と英文学等にもこの語が問題としてあげられ、英語、英文学者は大体において潮田氏と同様に「人民の政治」とは人民を対象とする政治であるという解釈を与えている。そこで私は、これについて私の考えをのべてみたいと思う。

私は内外の学者が何と解釈しようと、またリンカン自身がどんなつもりであったのであろうと、それは別個の問題であって、命題自体の真義をそれらとは独立して、それら以上に深いところにまで掘り下げて理解してこそ学問研究の価値があるのであると思う。クーノーフィッシャーの名句「カントを理解せんと欲すれば、カントを超越せざるべからず」を思い出す。Government of the people を理解せんと欲すれば、リンカンを超越しなければならない。われわれ日本人はアメリカ人よりも深い思索的な頭脳を訓練されてきているから、浅い文字だけの解釈では満足できないのである。命題自体の意義を作者自身さえも思い及ばなかったところにまで深く掘り下げて考えてこそ学問的価値があるのである。そこで私はリンカンを超越し内外諸学者の諸説を克服して、この命題の意義を明確にしたいと思うのである。

（註） 潮田江次 主権と民主政治 3—54頁

- 横田喜三郎 新憲法と主権 10—14頁  
鈴木安蔵 民主憲法の構想 102—117頁  
河村又介 新憲法と民主主義 4—14頁  
中村 哲 新憲法ノート 5—8頁  
矢部貞治 政治学 111—113頁  
蠟山政道 新憲法講座第一巻 50—58頁

### 第一節 政治学的解釈

民主政治とは人民が政治の主体となり、人民の手によって（人民の代表者の手によって）政治を行い、政治の目的は人民の利益ということにならなければならないのである。それゆえに、リンカン大統領のいった「人民の、人民による、人民のための政治」（Government of the people, by the people and for the people）という語は最もよも政治における民主主義の本質を示している。

まず人民の政治とは人民が主体となっていく政治、すなわち、人民主権の政治形態を意味する。民主主義の語義が *demos cratos* 人民の支配 rule (government) of the people によって知られるのである。

（註） *δημος* common people

*Κράτος* rule (government)

(Liddle and Scott, Greek-English Lexicon)

またアメリカ合衆国の独立宣言(1776年)にも「人民の権利を保障するため、政府は人民によって構成され、その正しき権力は被治者の同意に由来す」(To secure these rights, governments are instituted among men, deriving their just powers from the consent of the governed) とあって、人民が主権者として政治の権力の源であることを表示している。1776年のヴァージニア権利章典の第2条にも「すべての権力は人民に存し、人民より由来する。公務員は人民の政権受託者であり、公僕である。彼らは人民に対して責に任ずる」(All powers reside in and derive from the people. Government officers are the trustees and servants of the people, and they are responsible for the people.) とある。フランスの人権宣言第3条に「すべての権力の淵源は本来人



民にあり。いかなる団体も個人も直接に人民より由来せざる権力を行使するを得ず」(The source of all powers essentially resides in the people. No body nor individual can exercise any authority which does not derive directly from the people.) とある。日本国憲法もその前文に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるのであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」(Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people.)

以上見るところによっても知られるごとく、民主主義の本質は人民主権にあるのであって、人民の政治 (government of the people) とは人民が一切の政治の権力の由来するところの源泉、主体であることを明示するものである。

(註) 英国においては国会の立法権は憲法によって制限されないので立法権は絶対であり、何事をもなし得る万能の権力を有するのである。しかもそれが行政権及び司法権を制限するという意味において、国会には法的主権 (legal sovereignty) が存するといわれる。また国会においては下院が優位であり、下院において一切の国家意思の最終の決定がなされるのであって、その下院議員の選任権は選挙権を有する国民 (選挙民) にあるので、政治的主権 (political sovereignty) は選挙民 (electorate) にあるといわれる。かくして君主国たる英国においても、政治的主権は人民に存し、人民が政治的主権の主体であるから、君主国であるが、民主制が行われているのである。

次に government by the people とは人民が政治の行使者(執行者)であることを示すのであって、人民が直接に行使する場合とその代表者を通して間接に行使する場合とがある。前者は直接民主政治であり、後者は間接民主政治である。直接民主政治はギリシア、ローマの都市国家や古代ゲルマン民族の部落において行われたものである。それゆえに、間接民主制が現代の民主政治のあり方である。しかしその補助手段として国民投票、国民発案、国民罷免(直接民主政治の役目を果たしている)を採用する。ワイマール憲法やアメリカ合衆国の各州の憲法に見られるような法律案、議会、知事、裁判官に対する信任のた

めの人民投票の範囲を拡大する必要がある。

(註) Herman Finer, *The theory and practices of modern government*, p. 373ff.

Water Bagehot, *The English Constitution*, p. 143ff.

Léon Duguit, *Droit Constitutionnel*, p. 216.

A. V. Dicey, *Introduction to the Study of the Law of the Constitution*, p. 202ff.

堀 真琴 民主主義の理論 257頁

イェリネック(美濃部達吉訳) 人権宣言論外三篇 25頁

今中次麿 政治学上巻 168頁

石田憲次 *The Grown up of America*, p. 9.

浅井 清 日本国憲法講話 9頁

## 第二節 英語学的解釈

わが国の英語学者の代表的解釈として宮田幸一教授は次のごとくのべている。  
government of the people, by the people, for the people ということばは民主主義思想の普及にともない「人民の、人民による、人民のための政治」という日本語訳によってひんばんに引用され、また英語学者の間でこのことばの解釈について論争がある。J. C. Fernald 氏は of the people はgovernmentの主体ではなく、対象である、と論じている。これをよんで私(宮田氏)は自分が思っていたことを裏書されたように思い、早速筆をとって、昭和22年の3月号に感想をよせた。私はこのことばの of, by, for という三つの前置詞の意味はそれぞれ「を、が、のために」という三つの助詞を用いて「人民のために、人民が人民を治める政治」と訳した。ところがその5月号に横浜氏の反対論が掲載された。この人は思想的見地より government of the people は主権在民をあらわすものであると主張した。つまり people は government の主体であると論じた。しかし主権在民をあらわすのは of the people ではなくて、by the people であると思う。更にその6月号に森正俊氏は私(宮田氏)の意見に対する賛成論があった。また教育研究、時事英語通信、法律時報等に福原麟太郎、中野好夫等の諸氏がこれについて論じ、いずれも of the people は gov-

ernment の対象をあらわすものであるという意見であった。また中島文雄氏は Mencken の The American Language にのっている government of the people の説明に基づいて、人民に選ばれた政府と解釈し、of the people は government の objective genitive であるとしている。

私(宮田氏)としては of the people は government を対象とするものと見たい。それは至って軽い意味であって、by the people が最も重要な句であり、これによって主権のあり場所が示されている。かりに of the people が government の主体をあらわすものであるとしたら、by the people は government の手段、方法をあらわすという解釈が考えられるが、そのような解釈は不自然である。選挙を手段としてとか、議会制度を手段としてとかいうならばわかるが、人民を手段としてということは不自然である。政治に限らず、一般に支配関係においては of 前置詞は対象をあらわし、by 前置詞は主体をあらわす。The government of one word by another (一つの語が他の語を支配すること)が regimen (支配)の意味である。この場合に word を people におきかえると、The government of the people by the people (人民が人民を支配すること)になる。しかしこの名詞はアメリカ人自身によってさえもいろいろ論争されてきた。例えば J. J. Lee は Dabates about the classics, Great Speeches, or Great Anything might be tempered by the admonition to “say when”, for between 1863 and 1941 the Gettysburg Address has been considered differently かくゲティスバーグの演説はアメリカ人によっていろいろと解釈されているのであるから、外国人であるわれわれの間において種々の議論の生ずるのは当然のことである。

(註) 英語青年 昭和21年12月号

研究社 英語と英文学(昭和32年2月号) 7—9頁

研究社 Language Habits in Human Affairs, p. 78.

### 第三節 法哲学的解釈

日本国憲法の前文に “Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which

are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people”とある。この文において、① the authority for which (government) is derived from the people が government of the people であり、② the powers of which (government) are exercised by the representatives of the people が government by the people であり、③ the benefits of which (government) が for the people である。

このうちで最要な問題は government of the people の意味である。この場合 of 前置詞は objective genitive というごときものではなく、原因をあらわす属格 genitive of origin である。すなわち of=out of=derive from である。政治の権威(統治権)の源泉が国民であることを示すものである。このことはワイマール憲法第1条 “Die Staatsgewalt geth vom Volke aus” イタリア共和国憲法第1条 “La soveranità appartiene al popolo.” 等において見られるところである。いずれも国民が統治権の主体であることを明示する。この意味からいえば of は objective genitive よりも subjective genitive である。民主主義の本質は of the people にあるのであって、他は第二次的属性というべきである。第一次的属性を軽視して、第二次的属性たる by the people を以て民主主義の本質と考えることは誤りである。これらの誤りの根源はすべて the people の意味の理解の不足である。of the people における people は collective noun であって、noun of multitude ではない。この場合 the people は統一的国民をあらわすのであって、個別国民をあらわすものではない。統一的国民とは国民の総意のことである。統治権の源が国民の総意であって、国民の総意が統治権の帰属終点であることを表示する。統治権という神聖なる国家権力の拠りどころは神聖な正しい国民の総意でなければならない。the people はこの国民の総意(統一的国民)をあらわしているのである。the people を群集名詞と考えて、個別国民とすることは統治権の神聖を侵すことである。個別国民はそのうちに利己心を内含するものであって、神聖なる統治権の源由とはなり得ないのである。the people の意味について何らの考慮をはらわないで、単に個別国民とのみ考えることは甚だしい誤解である。

(註) 前文の authority の意味について考えて見ても、このことがよく理解される

のである。authority=power+logos=power+justice すなわち、権威とはロゴス(理性、正義)の伴った権力であって、理性、正義の伴わない権力は暴力と化す。ロゴスの伴った権力は国民の総意に由来するものでなければならない。専制君主、封建諸侯、貴族僧侶、ブルジョア階級、プロレタリア階級等の意思から由来する権力は必ずしもロゴス的な正しい権力としての保障があり得ない。それゆえに、政治の権威は必ず国民の総意から由来すべきものと考えられる。

次に by the people は統治権の各作用（立法、行政、司法）が国民の代表者によって執行されることをあらわしている。by は agent 行使者を表示するものであって、統治権の作用の行使者が国民(または国民の代表者)でなければならないのである。しかし統治権の作用の執行者が国民全体であるということは実際において不可能であるから、どの国も間接(代表)民主制の形態を採っている。

(註) of the people は国態をあらわし、by the people は政態をあらわすものであると理解する。

わが国も代表民主制の形態を採っている。これが government by the representatives of the people である。国会議員も内閣閣僚も裁判官もすべて国民全体の代表である。この場合の the people は国民全体をあらわすのである。the people=all the people である。このことは憲法第43条に「両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」(Both Houses shall consist of elected members, representative of all the people) とあることによっても知られる。

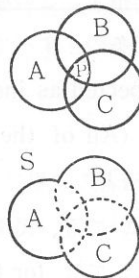
(註) 統一的国民  $P=A \cap B \cap C = \text{Einheit}$

統一的国民 P は個人 A,B,C の最大公約数

国民全体(全国民)  $\left. \begin{matrix} A \\ B \\ C \end{matrix} \right\} \subset S = \text{Allheit}$

国民全体 S は個人 A,B,C の最小公倍数

$\cap$ 印は積集合、 $\cup$ 印は部分集合を示す



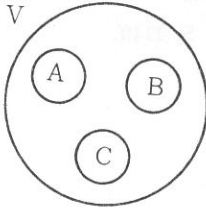
of the people の people は国民の Einheit を示し、by the people の people は Allheit を表示する。それゆえに of the people と by the people とにお

いて、単に前置詞の差異のみでなく、people の意味も Einheit と Allheit との差異があるのである。Allheit は Einheit のごとく純粋で正しさそのものではなく、純粋で正しい意思も、不純で正しくない意思も、すべてそのうちに含んだ全体である。すなわち個別意思の最小公倍数を表示する。by の次には国民全体の代表として君主を選んで民主制を害するものではない。このことはベルギー憲法を見てもわかるのである。ベルギー国王は統治権を行使しているが、その第25条に「すべての権力は国民に由来す」(Tous les pouvoirs émanent de la nation) とある。ここに government is a sacred trust of the people ということばの本義が存する。統治権の執行者はその行使権を全国民から委任されているのである。すなわち、統治契約によって、全国民の利益のために、統治権を行使するように、行使権を信託されているのである。それゆえに、もし統治契約に違反して統治権を行使すれば、統治権行使の信託は解かれ、他の者を行使者に選び、この者に統治権の行使を信託するのである。ここにロックの信託政治論が by the people のうちに含蓄されている。この意味においての by the people は of the people を前提として考えられることである。

最後に for the people について見るに for=for the benefits of=for the interest of の意味に解するので、文法的に for は利益の与格 (dative of interest) 支配の前置詞である。for は against に対立する。for the people は国民の利益のためと訳するのであるが、この場合の the people の意味であるが、統治権の主体としての統一的国民ではなく、被治者の立場にある個別国民のすべてのものを指す。この場合には the people は noun of multitude をあらわす。憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される」(all of the people shall be respected as individuals) 第14条の「すべて国民は法の下に平等であつて……」(All of the people are equal under the law) における the people は被治者の立場における国民であつて、この意味における国民は君主主権国家においても、民主主権国家においても異なるところはない。ただ民主主権国家においては for the people の信頼があるが、君主主権国家においては against the people のこともあり得る。この場合の the people は all (individuals) of the people=all members of the people の意味である。すなわち

国民のうちのすべての個人、国民のすべての構成員を表示する。the people は Vielheit をあらわしているのである。Vielheit は Einzelheit の Menge である。それゆえに Vielheit=Menge der Einzelheit である。

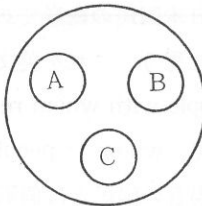
(註)  $V = \{A, B, C\} = \text{Vielheit}$



A, B, C は個別国民、V は個別国民の束、{ }印は束集合  
 all the people = Allheit = Gemeinsamkeit der Einzelheiten  
 all of the people = Vielheit = Menge der Einzelheiten  
 ここに by the people (all the people) と for the people (all of the people) との差異がある。

これについて明治元年の明治天皇の御宸翰に「朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其処ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ烈祖ノ尺サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ以テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タルトコロニ背カサルヘシ」とある。これによって知られるごとく、国民の一人もその処を得ないことのないようにすることが、君主制、民主制を問わず国家成立の目的なのである。この点については民主主権国家のみの国家目的ではないので、これを以て民主主義の本質的属性ということは妥当でない。これは国家成立の本質的属性である。この場合に for the people の people は「天下億兆の一人一人」であって all individuals of the people の意味に解すべきである。

(註) All individuals of the people = Vielheit = Menge der Einzelheiten



Vielheit  
 $V = \left. \begin{matrix} A \\ B \\ C \end{matrix} \right\} \in V$

∈印は V が A, B, C の集合束であることを示す。  
 A, B, C は Einzelheit、大きな円は Menge を示す。

以上のべたところによって簡単に government of the people の意味を明らかにすることができるのである。

(註) 渡辺宗太郎 国民主権論 全頁

同 上 統憲法の基本問題 159頁以下

渡辺宗太郎 憲法学の基本問題 285頁以下

尾高朝雄 法の窮極にあるもの 59頁以下

同上 国民主権と天皇制 90頁以下

尾崎繁雄 数学(集合論) 114頁以下

J. J. Rousseau, Du Contrat Social III, chap. IV.

Herman Cohen, Logik der reinen Erkenntnis, S. 114ff.

#### 第四節 主権的国民の意義

##### (一) The will of the people の意義

憲法第1条に「……この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power) また憲法前文にも「……ここに主権が国民に存することを宣言し……」(sovereign power resides with the people) とあって、いずれも国民主権の原則を宣言しているのであるが、この国民主権の意味については幾多の重要な国法学、憲法学上の問題が含蓄されているのである。それらのうちの2,3の問題をとりあげて見たいと思う。

まず第一に訳文について見るに次の二つの問題がある。(1)主権の存する日本国民……の総意、すなわち、主権の存するのは日本国民であること。(2)主権の存する日本国民の総意、すなわち、主権の存するのは日本国民の総意である。この二つについての分析が充分になされていないように思う。これを英文で見ると、deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power とある。主権の座は whom であって、whom は people である。すなわち、主権は国民にあるのである。この場合の国民とは個別国民(individual of the people) や個別国民の総計(all individuals of the people)ではなく、統一的国民(unification of the people)を示すものである。この場合の the people は集合名詞であって、群集名詞ではない。統一的国民の意思は、純粹無私で公共的な単一の意味である(理念的解釈)。それゆえに、かかる統一



的国民の意思を「国民の総意」と訳するのは誤訳であって、英文の通りに「国民（統一的）の意思」と訳すべきである。もしこれをあえて国民の総意と訳したければ、the people は群集名詞となり、個別国民を示すことになる。個別国民にはそれぞれ、別個の意味もあり、全体に共通の意味もある。その個別国民の全体に共通な意思、すなわち国民の総意に主権の座があることになる。こうなると、英文の with whom を with which としなければならなくなる。will of the people を受ける関係代名詞は whom では誤りで、which としなければならない。そこで結論としては次のごとくなる。

(1) 英文に忠実である場合は「主権の存する国民(統一的)の意思」とするのが正しい。

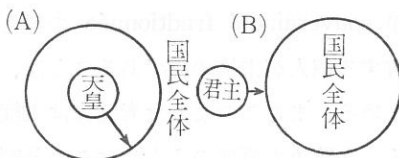
(2) 和文に忠実である場合は、英文を次のごとく変更すべきである。すなわち the general will of the people with which resides sovereign power とすべきである。

以上を総合して考えると、英文と和文との齟齬があることを看取することができる。かかる齟齬のあることが気づかれないのは the people についての分析の足りないことと、主権(sovereign power)の品質についての検討がなされていないからである。理念的には sovereign power=sovereign authority (national authority) である。それは単なる政治的権力ではなく、崇高なる正義と正当性の権化ともいべき国家の権力(権威)である。かかる主権力は統一的国民(統一的国民の意思)にあるべきであり、また個別国民の総意(=統一的国民=統一的国民の意思)にあるべきである。この場合に誤解された考え方は、主権が個別国民にあるという考え方であって、英文の作者であるアメリカ人もあるいは簡単にそんなことを考えて書いたのではないかと考えられる。これは1793年のジョンド憲法 La souveraineté réside dans le peuple (案 La souveraineté réside essentiellement dans chaque citoyen) 等に見られる人民主権 souveraineté populaire や分割主権 souveraineté fractionnée の考え方であって、幾多の利己心と不純性を具有する個人が主権の座であることは、国家の統一を破壊し、自然状態を出現せしめる。またこのような考え方は主権の権威と正当性を喪失せしめるものである。多数決の原理のうちにはこの分割

主権の思想が内含され、主権の部分を保持する者のより多くの者の総計はより少しの者の総計よりも、より多くの主権を保有するという数量的考察が看取される。これ不純な主権保有者の多数が、純粋な主権保有者の少数を排除することになる。このようなことは憲法理論として許されないところである。

(二) The people の意義

次に国民のうちに天皇を含むか否かの問題がある。一般に国民とは国際人格である国家の構成要素の一(人的要素)である。それゆえに、天皇も天皇以外の国民も国家の人的構成要素であることには変りはない。もちろん、天皇と他の国民とが、君主と臣民との関係にあった時代には君主と臣民とは峻別されたのであるが、現在天皇も臣民も国民として、日本国構成の要素である。今日英語の **people** は君主国家たると、民主国家たるとを問わず、すべての国家の人的要素を表現するために用いられている。**people** は Emperor に対する **subject** を意味するものではない。**subject** は国家権力の客体(被治者)の地位にあるものであるが、**people** は主権者の地位にあるものである。ことに理論上 **people** が統一的国民であるとすれば、この統一的国民の中核、具体的表現者である天皇は国民から超絶 (**transzendent**) しているのではなく、内在 (**immanent**) しているのである。内在することによって、よく統合し、超越 (**transzental**) するのである。超越と超絶と混合して天皇は国民のうちに含まないとするのであるが、国民超絶天皇は国民のうちに含まないが、国民内在天皇は国民超越天皇であって、国民のうちに含まれる。更に国民は主権者であるが天皇には主権がないとするのも誤りである。これは天皇主権が国民主権に変革したから、国態が変革されたという考え方による。しかしこれは天皇のみにあった主権が天皇を含んだ国民全体に拡大されたという方が正確である。(A)これは革命によ



って君主主権を打倒して、国民主権を確立した場合(B)と異なるものである。天皇の独占主権を天皇を含んだ国民全体の共有主権に拡大されたのであるか

ら、これを革命と見ることに(B図のごとく考えて)誤りがある。更に積極的国民たる選挙人乃至は選挙人団が主権の存する国民であるとする説があるが、実質上の問題は別として、理論的には不合理である。選挙人の総意即選挙人団の意思は形式的には国民の総意の構成の技術的手段である。もっとよい方法が他にあれば、それに変更すればよいのである。現在の段階では、これより他に方法がないので、これを採用しているに過ぎない。それゆえに、選挙人団は国民の総意を構成する第一次の国家の機関である。決して主権の存する国民そのものではない。これは1848年のフランス憲法の *La souveraineté réside dans l'universalité des citoyens français* のうちに見られる。またフランスの公法学者ロアイソー (Loyseau) は抽象的主権 (*Souveraineté in abstractis*) と具体的主権 (*Souveraineté in concreto*) とに分け、前者は国民全体に属し、後者は選挙民団に属すると考える。またダイシー (Dicey) は法的主権 (*legal sovereignty*) は国会に存し、政治的主権 (*political sovereignty*) は選挙民団にありとする。国民の総意を選挙民の総意とする説をとる論者はこれらの思想に基づくものであって、国家の機関と国家の担荷者(構成者) (*der Träger des Staats*) との混合がある。このことはフランス憲法第3条第2項「国民のいかなる部分も、またいかなる個人も主権の行使を僭取することはできない」 (*Aucune section du peuple ni aucun individu ne peut se attribuer l'exercice*) によっても理解される。

### (三) Sovereign power の意義

最後に国民に存する主権の性格であるが、国民に存する主権については *Sovereign power* を用い、前文の「自国の主権を維持し」 (*would sustain their own sovereignty*) においては *Sovereignty* を用いている。英語では対外的に国家をあらわす場合 *nation* を用い、国民団体が国家である。それゆえに *all nations who would sustain their own sovereignty* とあるが、*all states that* ……と同意味である。従って *sovereignty* をもって対外的主権と解するは妥当とは思われない。*sovereignty* は国家の主権であり、*sovereign power* は国民の主権である。*sovereignty* は主権の体 (*maiestas realis*) (*la propriété*

de la souveraineté)(静態の主権)であり、sovereign power は主権の用 (maiestas personalis)(動態の主権) (l'exercice de la souveraineté) である。国家とは国民、領域、主権を属性とする永続的国際的人格である。それゆえに sovereignty は国家に属するものであり、国家の属性である国民に属するものではない。国民に属するのは sovereign power である。sovereign power は sovereignty の作用をいうのである。この場合に sovereign power を有するものを国家構成者(担荷者)といい、国家人格に代って国家の意思を構成するものである。国家主権と国民主権とは次元を異にするゆえに両立し得る。国民は sovereignty の帰属者でなく、単に sovereign power の帰属者である。

## 第十章 主権、権力及び意思の数理的構造

### まえがき

本論は多年の願望を書きしるしたものである。種々訂正の余地があることと思う。その点は諸賢の御教示によって漸次完成してゆきたいと思う。社会科学の法則は自然科学の法則と違って、精密な数理的公式を以て固定することは困難である。まして社会科学のうちでも規範科学においては、一層かかる企ては困難になるのである。しかし、一方において、社会科学のうちでも、経済学分野においては、数理経済学が支配的な地位を占め、概念経済学は無力な地位におかれ、経済学者は数学者でなければならないところまできている。社会学の方面においても、実態調査はもちろんのこと、理論社会学においては数理的公式化があらわれつつある。やがてはまた法学、政治学分野においても、数理的定型化が導入されると考えられる。この道は全く先達のない至難の路である。その辿りつくところは定かではない。しかし、いかに自由な社会科学分野においても、それが科学である限り確固不動の原則がなければならない。そこでは主観的独断の存在し得ない領域がある。この領域をつきとめて、数理的に固定化して不動のものにすることが、この企ての目的である。

### 第一節 公共意思と個別意思の構造

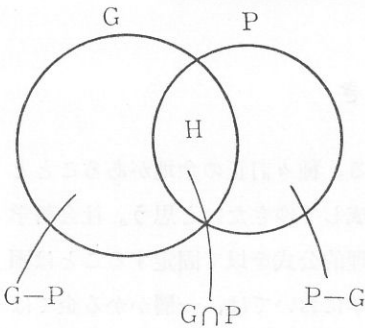
(一) 公共意思と個別意思と異なる場合 (一般人の意思にはこの二つの意思が存在する)

公共意思 (General will) ……G 個別意思のうち存する  
公共心……………H

個別意思 (Private will) ……P 利己心…………P-G=G<sup>c</sup>  
純粹の公共心…………G-P=P<sup>c</sup>

∪…………和集合(結び)    ∩…………積集合(交わり)

Sなる一般人の意思は次のごとくである。



$$S = G \cup P \text{ 且つ } G \cap P = H$$

iなる個人について

$$S_i = G_i \cup P_i, G_i \cap P_i = H_i$$

それゆえにすべての個人について

$$S_i = (G_i - P_i) \cup (G_i \cap P_i) \cup (P_i - G_i)$$

$$\hat{S}_i = \hat{i}\{(G_i - P_i) \cup (G_i \cap P_i) \cup (P_i - G_i)\}$$

しかして  $G_i - P_i = P^c$

$\therefore G_i - P_i$  は  $S_i$  の意思のうちから除去

される  $\therefore \hat{S}_i = \hat{i}\{(G_i \cap P_i) \cup (P_i - G_i)\}$

(二) 公共意思と個別意思とが異なる場合 (天皇のごとく個別意思が全く公共意思となっている場合)

$$G_i \cap P_i = H_i$$

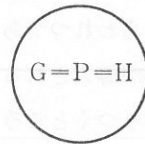
$$S_i = (G_i - P_i) \cup (G_i \cap P_i) \cup (P_i - G_i)$$

$$\hat{S}_i = \hat{i}\{(G_i - P_i) \cup (G_i \cap P_i) \cup (P_i - G_i)\}$$

この場合  $G_i = P_i \quad \therefore G_i - P_i = P_i - G_i = 0$

$$\therefore \hat{S}_i = \hat{i}(G_i \cap P_i) \quad \therefore \hat{S}_i = \hat{i}H_i$$

$$\text{また } H_i = G_i \quad \therefore \hat{S}_i = \hat{i}G_i$$



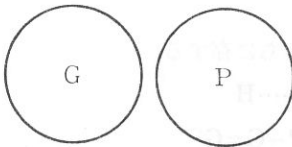
またこれは極限值を求めても得られる。

$$\lim_{P-G} S = \lim_{P-G} \{(G-P) \cup (G \cap P) \cup (P-G)\}$$

$$\lim_{P-G} S = (G-G) \cup (G \cap G) \cup (G-G) = G$$

$$\therefore S_i = G_i \quad \therefore \hat{S}_i = \hat{i}G_i$$

(三) 公共意思がなく全く個別意思のみの場合



$$S_i = (G_i - P_i) \cup (G_i \cap P_i) \cup (P_i - G_i)$$

$$G_i \cap P_i = H_i \quad H_i = 0 \quad \therefore G_i \cap P_i = 0$$

$$G_i \not\subset P_i \quad \therefore S_i = P_i \quad \therefore \hat{S}_i = \hat{i}P_i$$

(四) 次にヘーゲルの市民社会について見るに

$$P_i \cdots S_i \text{ の利己心} \quad P_i = G_i^c \text{ (} P_i \text{ は公共心 } G_i \text{ の他在)}$$

$P_j \dots S_j$  の利己心  $P_j = G_j^c$  ( $P_j$  は公共心  $G_j$  の他在)

Gesellschaft =  $P_i \cup P_j$  [ $S_i$  の利己心と  $S_j$  の自己心の和集合]

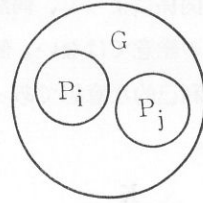
$P_i \cup P_j = G_i^c \cup G_j^c = (G_i \cap G_j)^c$

$G_i \cap G_j = G^c$  (公共心の積集合 = 人倫)

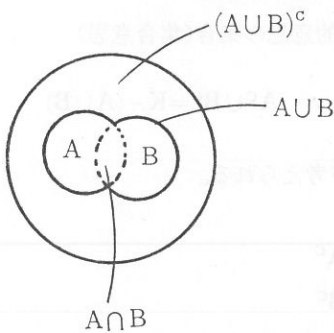
$(G_i \cap G_j)^c = G^c$  人倫喪失状態

$\therefore P_i^c \cup P_j^c = G^c$

利己心の並立状態 人倫喪失状態  
(市民社会)



(五) ルソーの普遍意思と集合意思と個別意思の関係を見るに



$A, B \dots$  個別国民の利己心 (個別意思)

$A \cap B \dots$  個別国民の共通の利己心

(集合意思)

$A \cup B \dots$  個別国民の利己心の限界

(最小公倍数)

$(A \cup B)^c \dots$  個別国民の純粹なる公共心

(普遍意思)

$A \cap B$

$(A \cup B)^c \cap (A \cup B) = 0$

$(A \cup B)^c \phi (A \cup B)$

} 普遍意思は個別意思と全く素である。

また  $(A \cup B)^c = A^c \cap B^c$  普遍意思は個別国民の意思のうちに存する公共的意思の積集合である。

次に  $A \cap B$  は個別意思の利己心の積集合である。

これが集合意思である。

$(A \cap B) \cap (A \cap B)^c = 0$

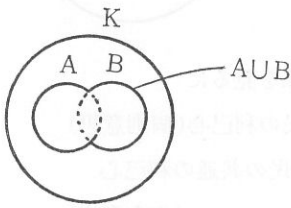
$(A \cap B) \phi (A \cap B)^c$

} 集合意思と非集合意思とは互いに素である。

$(A \cap B)^c = A^c \cup B^c$  非集合意思は各個人の非利己心の和集合である。

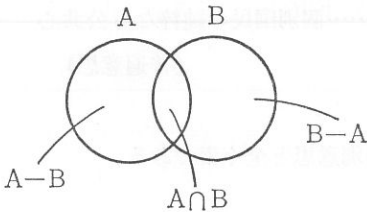
ルソーによれば契約によって個人の意思は普遍意思の構成にあずかる。それは国民の総意であり、国家意思である。普遍意思 (volonté générale) は常に正しい意思 (volonté toujours droite) であり、常に公共の福祉 (bien commun) を目指す意思である。

これに反して国民各自の個別意思 (volonté particulière) は個人の利害に執着している意思であるから常に正しくない意思である。またかかる個別意思が利害関係によって、偶然に一致してできる集合意思 (volonté de tous) は国民の真の総意ではない。個別意思の集積(積集合)である集合意思も個別意思と同じく利己的な意思であって、普遍意思のごとく純粹(公共的非利己心)であり得ない。



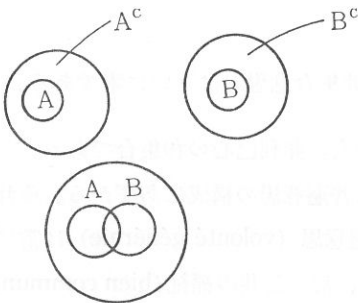
K……意思全体  
 $A^c$ ……非A(非利己的)意思  
 $B^c$ ……非B(非利己的)意思  
 $A \cup B$ ……利己的の集合(集合意思)  
 $A^c = K - A$   
 $B^c = K - B$  }  $\therefore A^c \cup B^c = K - (A \cup B)$

しかしルソーの集合意思について次のことが考えられる。



$A \cap B = A^c$   
 $A \cap B = B^c$   
 $\therefore A - B = A \cap B^c$   
 $B - A = B \cap A^c$

すなわち(集合意思)は純粹なる個別的利己心ではなく、共通なる欲望意思である点において、個別意思と普遍意思との中間的存在である。



純粹なる個別的利己心をそれぞれ A, B とすれば、 $A^c, B^c$  は非個別的利己心である。

$$A \cap B = A^c - B^c$$

集合意思は個別的利己心を排除するが、非個別的利己心の余集合(差集合)である。

普遍意思が  $A^c \cap B^c$  (非個別的利己心の積集合)であるのに対して、集合意思が  $A^c - B^c$  であるところにその特色が



ある。

## 第二節 基本的人権の構造

基本的人権は国家前(自然状態)における自然権的自由をその本質とするものである。しかし社会契約によって国家状態に入るに及んで、その自然権的自由は国家構成員の公共の福祉によって制限をうけることになる。これ憲法第12条に「国民は、これを(基本的人権)濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」といい、また第13条に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利(基本的人権)については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とある。

自然権的自由



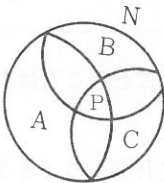
基本的人権

R……基本的人権

P……公共の福祉……(下限)

N……自然権的自由……(上限)

$$\int_P^N f(R)dR = F(N) - F(P)$$



$P = A \cap B \cap C$ ……(A,B,C の最大公約数)

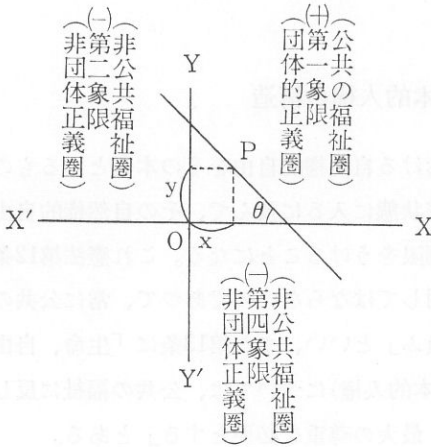
$N = A \cup B \cup C$ ……(A,B,C の最小公倍数)

$R = (A \cup B \cup C) - (A \cap B \cap C)$

今 A,B,C……n 項という各個人が、それぞれのすべての権利を移譲して、N という団体を構成するとき、団体の権

力は A,B,C……n 項の最小公倍数  $A \cup B \cup C$ ……n 項となる。また A,B,C……n 項の最大公約数  $A \cap B \cap C$ ……n 項はその団体存立の中核的部分として侵すことのできないものである。それゆえに、国家において市民権として国家によって保障づきにて国民に附与される権利の限界  $R = n \sum^{\hat{n}} - \hat{n} \sum^{\hat{n}}$  にてあらわされる。

次に基本的人権における均分的正義及び配分的正義の享有権と団体的正義であるところの公共の福祉との関係について見るに、団体的正義は配分的正義と均分的正義享有の限界である。これら三つの正義はある一定の限界的制限を以て関連づけられていることが看取される。



Oを原点として XX' 軸

YY' 軸を引き

OX……配分的正義線

OY……均分的正義線

XY……正義線

X……配分的正義の限界点

Y……均分的正義の限界点

$\angle YXO = \theta$  とすれば

$$\frac{OY}{OX} = \tan \theta$$

$$\therefore OY = OX \tan \theta \quad y = x \tan \theta$$

$$OX = OY \tan(90^\circ - \theta) \quad x = y \tan(90^\circ - \theta)$$

$$x = y \cot \theta$$

$$0^\circ < \theta < 90^\circ$$

$$\lim_{\theta \rightarrow 90} \tan \theta = \tan 90^\circ \quad \dots \text{この場合 } x=0, y=\infty$$

$$\lim_{\theta \rightarrow 0} \tan \theta = \tan 0^\circ \quad \dots \text{この場合 } x=\infty, y=0$$

$x=0^\circ$  均分的正義のみ行われる場合であるが、事実上かくのごときことはあり得ない。

$y=0^\circ$  配分的正義のみ行われる場合であって、これもまた事実上かくのごときことはあり得ない。

$\theta=45^\circ$  の場合が均分的正義と配分的正義の最もよく調和のとれた状態である。

次にPなる個人が正当性の要求なりとして極端に均分的正義を主張してもYにおいて制限される。もしそれ以上に出たときは非公共福祉圏に入り、団体的正義を害うことになるから、当然に制限されねばならないことになる。またこれと反対にPが極端に配分的正義を主張してもXにおいて制限がある。PがXを越えてゆくとPは非公共福祉圏に入り、団体的正義を害うから、制限されなければならない。

第三節 国態と権力及びその品質の構造

最も優秀なる品質の人物の意思 (Gold Person) ……G、 やや優秀なる品質の人物の意思 (Silver Person) ……S、 平凡なる品質の人物の意思 (Copper Person) ……C

質	G	S	C	$x < y < z$
	V (Very few)	f (few)	m (many)	
量	(x)	(y)	(z)	$x + y < z$

(一) 君主国態

- (a) 君主が G である場合

Monarchy =  $G \times 1 = G$  国家の意思の品質は最上であって、貴族国態や民主国態の及ぶところではない。

- (b) 君主が S である場合

Monarchy =  $S \times 1 = S$  国家の意思の品質はややよいぐらいのところであって、必ずしも他の国態よりよいとは限らない。

- (c) 君主が C である場合

Monarchy =  $C \times 1 = C$  国家の意思の品質是最悪であって、他の国態よりも悪いものとなる。ここにプラトンが哲人 (G) 君主国態を主唱した理由があり、君主国態の弱点が存在する。

(二) 階級国態 (貴族国態、ブルジョア国態、プロレタリア国態)

- (a) 国家の意思を決定する支配階級が品質のよい場合 (G・S の多い場合)

$$\text{Castecracy} = \frac{Gx + Sy + Cz}{x + y + z} - C = D$$

階級国態においては品質は君主国態における G のみということはありませんので、G 君主国態に劣るものであるが、その階級 (プラトンの貴族階級) において G あるいは S の要素が多いときは民主国態よりはるかによい品質となる。

- (b) 国家の意思を決定する支配階級が品質のよくない場合 (G・S の少ない場合)

$$\text{Castecracy} = \frac{Gx + Sy + Cz}{x + y + z} - C = D'$$

$$\lim_{\substack{x \rightarrow 0 \\ y \rightarrow 0}} \frac{Cx + Sy + Cz}{z} = C \quad D' = 0$$

G及びSの要素の少ないときにはかえって民主国態より悪いものになるのであるが、C君主国態よりはやや品質がよい。

(二) 民主国態

- (a) 国民全体の品質が一般によい場合(G、Sの相当ある場合) 民主国態においてはCの要素は最も数量が多いのであるが、他方G、Sの要素もすべて含まれているので緩和されるから(G君主国態やよい階級国態には及ばないが)品質は悪くはない。

$$\text{Democracy} = \frac{Gx + Sy + Cz}{x + y + z} - C = D''$$

$D' < D'' < D$  なる関係が成立する。

- (b) 国民全体の品質が一般によくはない場合(G、Sの少ない場合) この場合には(a)の場合よりもG、SのCに対する割合が少なくなるので品質が非常に低下する。

$$\text{Democracy} = \frac{Gx + Sy + Cz}{x + y + z} - C = D'''$$

$D' < D''' < D'' < D$  の関係が成立する。

以上すべての国態の品質を総合して判断すると

G君主の場合  $G - C = d$  が最大であり、

S君主の場合  $S - C = d'$  が次に大であり、

C君主の場合  $C - C = d'' = 0$  で最小である

それゆえに  $d'' < D' < D''' < D'' < D < d' < d$  の関係が生ずる。

かくして品質上の順序は ①よい君主国態 ②ややよい君主国態 ③よい階級国態 ④よい民主国態 ⑤よくない民主国態 ⑥よくない階級国態 ⑦よくない君主国態。革命は次のごとき場合に生ずる。

よくない君主国態→よい民主国態

よくない君主国態→よい階級国態

よくない階級国態→よい民主国態

よくない階級国態→よい君主国態

よくない民主国態→よい君主国態

よくない民主国態→よい階級国態

民主国態は善にも弱く悪にも弱い国態であって、悪を防止するのに最もよい国態であるが、必ずしも善を進めるのに最もよい国態とはいえない。これに反して、君主国態は善にも悪にも強い国態であるから、悪い君主国態は恐るべきものとなる。これが君主国態の排斥される理由である。この両者の中間にあるのが階級国態である。善にも悪にも中庸のものであって、君主的要素と民主的要素を含んでいる。

次に民主国態において、最も危険なるものは多数決の原理である。民主制においては、均分平等主義が採用されるので  $G$  も  $S$  も  $C$  も同価値である。すなわち  $G=1, S=1, C=1$ .  $\therefore G=S=C$

今  $x < y < z$   $x+y < z$  とする。

多数決の原理によれば  $Gx+Sy+Cz$  において

$Gx+Sy < Cz$  なるとき  $Gx+Sy+Cz=c(x+y+z)$  と見做される。

かくすれば民主国態における品質は

$$\text{Democracy} = \frac{Gx+Sy+Cz}{x+y+z} = \frac{C(x+y+z)}{x+y+z} = C$$

となる。最悪の状態においてはかかる結果を生ずる。これが(愚民)暴民国態 (ochlocracy) である。

更に国民の総意は国民投票によることは極めて稀にて、国民の選挙によって選ばれた代表者を通して表現される。国民の代表者もいずれかの政党に属しているので、国民の総意は結局においては政党の団体意思としてあらわされる。

今これらの団体意思の結合状態を見ると

自由民主党の意思……  $X$

社会党の意思……………  $Y$

その他の政党の意思…  $Z$      $X > Y > Z, X > Y+Z$

自由民主党と社会党との意思の結合  $X \cap Y$

社会党とその他の政党との意思の結合  $Y \cap Z$

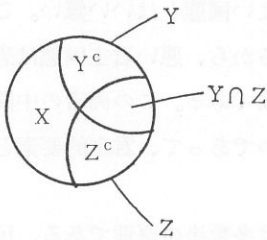
多数決の原理によれば

(a)  $X \cup Y \cup Z = X [X \cap Y \cap Z, X \text{ と } Y \text{ と } Z \text{ とが互いに素なる場合}]$

(b)  $(X \cap Y) \cup Z = X [(X \cap Y) = Z^c, X \cap Y \text{ と } Z \text{ とが共通意思なき場合}]$

(c)  $X \cup (Y \cap Z) = X [Y \cap Z = X^c, Y \cap Z \text{ と } X \text{ とが共通意思なき場合}]$

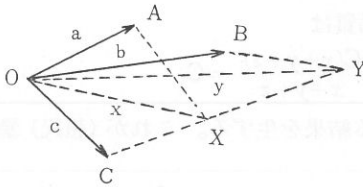
(d)  $X \cap (Y \cap Z) = X$  (X と  $Y \cap Z$  とが共通意思ある場合)



すなわち、いかなる場合においても自由民主党の団体意思が国民の総意として表現される。

それゆえに、政党の意思の品質が国民の総意の品質となる。

かかる民主主義における多数決原理の採用による意思の品質下落の傾向を阻止することは当然考えられることである。多数決の原理は国民個人の意思の品質濃度を無視した、没価値的均分平等の原則である。そこで多数衆愚横暴を抑制するためには、比例的調和の原則が採用されねばならない。民主主義とは調和の法則である。この調和的民主主義が多数決民主主義に変わるのが望ましい。



→を以て、 $a, b, c$  の意思の方向とその濃度を示すとすれば

$OA \cdots a, OB \cdots b, OC \cdots c, OX \cdots x, OY \cdots y$  とすれば

$$OX = OA \cup OC \quad \therefore X = a \cup c$$

$$OY = OB \cup OX \quad \therefore Y = b \cup x = b^c(a \cup c) = b \cup a \cup c = a \cup b \cup c$$

あるいは次のごとくに表示することができる。

$$OX = V_1, OB = b, OY = V_2, V_1 = \begin{pmatrix} a \\ c \end{pmatrix}, V_2 = V_1 \cup b = \begin{pmatrix} a \\ c \end{pmatrix} \cup b = \begin{pmatrix} a \\ b \\ c \end{pmatrix}$$

$a \cup b \cup c$  は  $a, b, c$  全体の比較的調和の方向と濃度をあらわす。これが民主主義の真のあり方である。

更に濃度についていえば、 $a$  の濃度を  $m, b$  の濃度を  $n, c$  の濃度を  $o$  とすれば  $a \cup b \cup c$  の濃度は  $m \cup n \cup o$

$$a \cap b \cap c \text{ の濃度は } m \cap n \cap o$$

$$\text{もし } m = n = o \text{ ならば } \begin{cases} m \cup n \cup o = m \cup m \cup m = 3m = m \\ m \cap n \cap o = m \cap m \cap m = m^3 = m \end{cases}$$

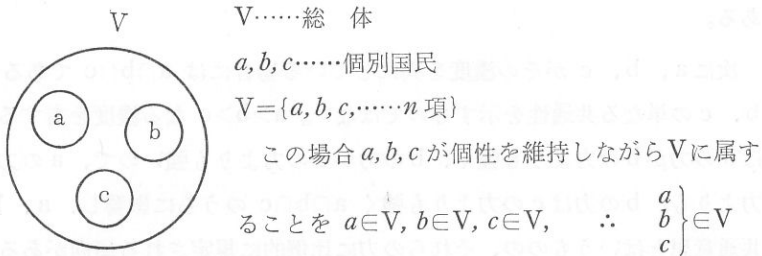
一般に濃度は  $m^x = m, xm = m$

第四節 国民の存在構造

一概に国民といっても、国民の存在形式はその場合に応じて種々に区別される。

(一) Vielheit (総体)

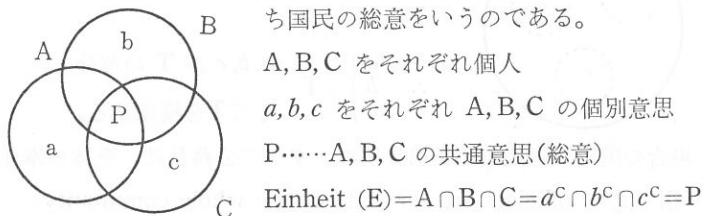
国民個人(個別国民)がそれぞれその個性を維持しつつ、全体として一体を構成しているとき、これを国民総体(総体国民)ということができる。いわゆる Genossenschaft とはこの状態をいうのである。



国民 (the people) は群集名詞 (Noun of multitude) であって、意味は複数である。これは被治者としての国民 (the governed) の立場であって、democracy の for the people の people はこれを表現しているのである。憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される」(all of the people shall be respected as individuals) の people, 第14条の「すべて国民は、法の下に平等であって……」(all of the people are equal under the law) の people はいずれも個別国民をあらわしている。

(二) Einheit (一体)

国民の統一体とは個別国民の意思の統一体を指すのである。国民個人の意思のうちから個別意思を捨象した純粹なる公共的な意思の部分(公共意思)すなわ



これは天皇が国民統合の象徴であるという場合 (The Emperor shall be the symbol of the unity of the people) の unity of the people に当るものである。

また democracy の government of the people の people はこの統一的国民 (国民統一) を意味し、日本国憲法の前文の「ここに主権が国民に存することを宣言し」 (do proclaim that sovereign power resides with the people) の the people, 更に第1条の「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」 (deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power) における people はすべてこの統一的国民をあらわすのである。

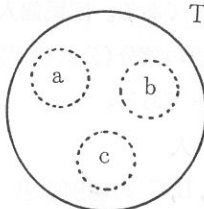
次に a, b, c がその濃度を異にしている場合には  $a \cap b \cap c$  である E は a, b, c の単なる共通性を示すものではない。  $a > b > c$  なる濃度を有する場合には a の力が b の力よりも強く、b の力が c の力よりも強いので、a の力は b の力よりも、b の力は c の力よりも強く  $a \cap b \cap c$  のうちに影響し、a, b, c の共通意思とはいうものの、それらの力に比例的に規定される傾向がある。

例えばソ同盟においては2億4千万の人民の意思は8百万人の共産党員の指導的意思によって影響を受け、少数共産党員の意思の濃度が強く、共産党員の意思が人民の総意となっているがごときである。この傾向は指導者国家、権威国家等において特に著しくあらわれるものである。

(註) Wundt, Einleitung in die Philosophie, s. 30ff. ibid. Ethik III s. 22ff.

(三) Totalität (全体)

国民個人が国民全体の構成員として、国民全体と国民個人との関係は全体と部分との関係に立つ。



T T を国民全体とし

a, b, c を個別国民とすれば

$a \subset T$   $b \subset T$   $c \subset T$

$\therefore \left. \begin{matrix} a \\ b \\ c \end{matrix} \right\} \subset T$  a, b, c が T の部分として T を構成する。

この場合の国民は憲法第15条第2項の「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて」 (all public officials are servants of the whole community) の whole



community, 第43条の「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」(Both Houses shall consist of elected members, representative of all the people) における all the people はこれに当る。更に democracy の government of the people の people もこの場合の people を表現するのである。

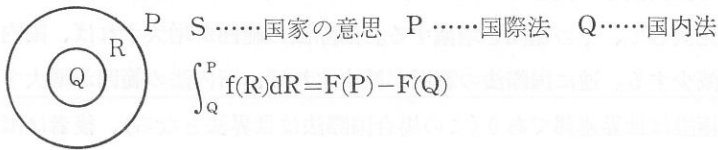
(四) Ganzheit (統体)

主体とその属性との関係において、主体が属性の綜合統一した団体であるとき、その団体は属性的要素の統体という。国家は国民、領域、主権の綜合統一体として、これらの属性的要素の統体である。

$$\begin{aligned}
 & \text{Ganzheit} \cdots \cdots G \quad \text{People} \cdots \cdots P \quad \text{Territory} \cdots \cdots T \\
 & \text{Sovereignty} \cdots \cdots S \quad \subset \cdots \cdots \text{属性的帰属関係} \\
 & P \subset G \quad T \subset G \quad S \subset G \\
 & \left. \begin{array}{l} P \\ T \\ S \end{array} \right\} \subset G \text{ (State)}
 \end{aligned}$$

第五節 国際法と国家権力の構造

国権は国際法及び国内法によって自己を制限し、無限ではあり得ない。今国権をRとする。



国家は対内的には意思の決定、権力の行使についてQによって規制され、対外的にはPによってその権力が制限される。それゆえに、国家権力の自由の限界は、PにもQにも制約されない領域である。

$$R = P^c \quad R = Q^c \quad R = P^c \cup Q^c = (P \cap Q)^c$$

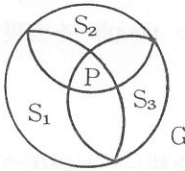
次に国際法について見るに

$$P = S_1 \cap S_2 \cap S_3 \cap \cdots \cap S_n = \hat{n} S_n \quad P = \hat{n} \sum (S)$$

国際法は各国家の意思の積集合である。

国際法が行われる領域をGとすれば

$$G = S_1 \cup S_2 \cup S_3 \cup \dots \cup S_n = \hat{n}S_n \quad G = \hat{n} \sum^n (S)$$



国際法が行われる領域は各国家の和集合である。

次に国際法の限界を見るに、それは個別国家を越した効力を有するのであるが、無限ではあり得ない。それは  $\hat{n}S_n$  によって制限される。

$$\hat{n}S_n < \infty \hat{n}S_n > 0 \quad (\text{国際法成立する限り})$$

$$\therefore \infty > P > 0 \\ (\text{max}) \quad (\text{mini})$$

国際法の成立について、もし  $S^1, S^2, S^3, \dots, S^n$  が互いに素であれば、すなわち  $P=0$  となれば、国際法は成立し得なくなる。またいずれかの国が  $S=P^c$  あるいは  $P=S^c$  の関係に立てば国際法社会の外にあらねばならなくなる。今日においてはかかる国家はあり得ない。

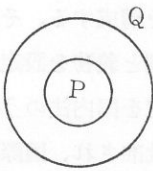
国家(S)と国際法(P)との関係において国家の意思が本質的であり、国際法が現象的であるから

$$f(S)=P \quad S_1 = S_1 \cap S_2 \cap S_3 \cap \dots \cap S_n = \hat{n}S_n \\ f(\hat{n}S_n)=P$$

すなわち国際法は国際法社会の共通の意思によって変更される。この場合国際法と国内法との関係は  $f(Q)=P, f^{-1}(P)=Q$  [fは減少関数] 国際法と国内法は反比例して、その範囲を増減する。国際法の範囲が増大すれば、国内法の範囲が減少する。逆に国際法の範囲が減少すれば、国内法の範囲が増大する。前者の極限は世界連邦であり(この場合国際法は世界法となる)、後者は国家主義(あるいは民族主義)万能の非国際主義の時代(世界大戦当時)である。国際法社会を構成する国家が同質的であるか異質的であるかによって、国際法の範囲は増減する。今同質性をs、異質性をdとすれば、 $f\left(\frac{s}{d}\right)=P$  すなわち、同質性の場合、比例的に増大し、異質性の場合、比例的に減少してゆく。

次に国際法と国内法の優劣関係について、国際法優位説、国内法優位説、同位説があり、法体系としては統一説と分立説があるが、これらの問題は本稿と別個のものであるから、ただ次に掲げるとき諸国家の新憲法にあらわれた実

定法規によって見るに



$P \perp Q$ ,  $P > Q$ ,  $Q > P$  等の関係において

$P \perp Q$ （分立平等関係） $P > Q$ （国際法優位関係）

が多い。しかしいずれの場合においても国際法は国内法の構成要素として国民に遵奉の義務を課している。

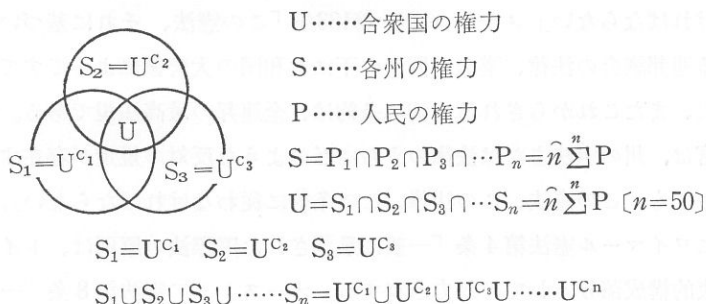
国際法と国権との関係乃至は国際法と憲法との関係は、諸国の憲法において明示的に条定している。日本国憲法は、第98条第2項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とある。アメリカ合衆国憲法第6条第2項に「この憲法、それに基づいて制定される合衆国の法律、合衆国の権能のもとに締結された、または将来締結される一切の条約はこの国の最高法規である。各州の裁判官は、その州の憲法や法律に反対の規定があっても、それらに拘束される」と定める。同様の規定はパラグアイ憲法第16条「この憲法、その規定に従って議会の制定した法律、他の国家との条約は、国の最高法規である」ハイチ憲法第127条「この憲法、現に効力を有し、またはこののちに締結される条約、この憲法またはこれらの条約に従って制定される法律は、この国の法を構成し、それらの順位は、ここに述べた順序によって決定される。この憲法の規定に、または現に効力を有するか、こののちに締結される条約に違反しない法律の一切の規定は、正式に廃止または修正されるまで維持されるが、それに反するものは廃止されたものとする」アルゼンチン憲法第31条「この憲法、議会がその実施のために制定する国家の法律、外国との条約は国の最高法規である。各州の権能は、州の法律または憲法のうちにどのような反対の規定が含まれていることがあっても、条約に従わなければならない」メキシコ憲法第133条「この憲法、それに基づいて制定される連邦議会の法律、議会の同意の下に共和国の大統領によってすでに締結された、またこれからされる一切の条約は、全連邦の最高法規である。各州の裁判官は、州の憲法または法律のうちにどのような反対の規定が存在することがあっても、この憲法、この法律、この条約に従わなければならない」。

更にワイマール憲法第4条「一般に承認された国際法の原則は、ドイツ国家の拘束的構成部分としての効力を有する」オーストリア憲法第8条「一般に承

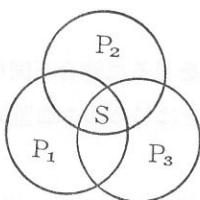
認された国際法の原則は、連邦法の構成部分としての効力を有する」ドイツ連邦共和国憲法第25条「国際法の一般原則は連邦法の一部を構成する。それは連邦の法律に優先し、連邦の領土の住民に対して直接に権利と義務を設定する」スペイン憲法第7条「スペイン国は、国際法の一般的規定を国内法のうちに編入して、これを遵守する」同第65条「スペインによって批准され、国際連盟によって登録されて、国際的法律としての性質を有する一切の国際条約は、スペイン制定法の構成部分として認められる。この制定法は、右の国際条約の規定に適合させられなければならない。国家の法律規定に影響を及ぼす国際条約が批准されたときは、その規定の実施のために必要な法案を政府はすみやかに議院に提出しなければならない。右の条約が、それによって定められた手続に従って、前もって廃棄されたのでなければ、それに抵触する法律を制定することができない。廃棄の発議は、議会によって承認されることを要する」フィリピン憲法第2条「フィリピンは一般に承認された国際法の原則を国法の一部として採用する」フランス第四共和国憲法前文「フランス共和国は、その伝統を忠実に守って、国際法の規定に服する」同第26条「正式に批准され、公表された外交条約は、フランスの国内法に反する場合においても、その効力を有する」同第28条「正式に批准され、公表された外交条約は国内法に優先する効力を有するから、その規定は、外交的方法によって告知された正式の廃棄によるのでなければ、廃止、変更、停止されえない」等がある。

## 第六節 連邦と支分国の権力の構造

### (一) アメリカ合衆国における権力の構造



$$\hat{n} \sum^n S = \hat{n} \sum^n U^c$$



$$P_1 = S^{c_1} P_2 = S^{c_2} P_3 = S^{c_3}$$

$$P_1 \cup P_2 \cup P_3 \cup \dots \cup P_n = S^{c_1} \cup S^{c_2} \cup S^{c_3} \cup \dots \cup S^{c_n}$$

$$\hat{n} \sum^n P = \hat{n} \sum^n S^c$$

$$\text{更に } P_1 = (U \cup S)^{c_1}, P_2 = (U \cup S)^{c_2}$$

$$\therefore P_1 \cup P_2 \cup \dots \cup P_n = (U \cup S)^{c_1} \cup (U \cup S)^{c_2} \cup \dots \cup (U \cup S)^{c_n}$$

$$\hat{n} \sum^n P = \hat{n} \sum^n (U \cup S)^c$$

かくしてアメリカ合衆国における人民の基本的人権 (Reserved Power) は  $P = \hat{n} \sum^n (U \cup S)^c$  にて表現される。

アメリカ合衆国の連邦権の濃度について見るに、連邦権はアメリカ合衆国憲法第1条第8節第1項に、各州の共通委任権(共通主権)として18項目が規定されている。各州は平等の権利をもって連邦を構成しているの、その濃度を  $m$  とし、各州を  $A, B, C$  であらわすと

$$A \cap B \cap C \dots (50) = m, \text{ 現在の } m^{50} = m \text{ また } m^{13} = m$$

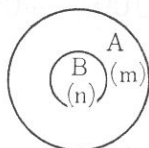
それゆえに、最初の13州であっても、今の50州であっても、その共通権である連邦権の濃度は変化しない。一般に  $A$  州と  $B$  州との濃度の等しいときには

$$A \cap B = m \cap m = m^2 = m \text{ (} m^n \text{ は } m \text{ である)}$$

もし  $A$  州と  $B$  州との濃度が等しくなく、 $A$  州の濃度が  $m$ 、 $B$  州の濃度が  $n$  であるとすれば  $A \cup B = m \cup n$

更に宗主国 (Suzerain) と従国 (Vassal) との場合におけるごとく、その権力の濃度に大差あるとき、今宗主国の濃度  $m$ 、従国の濃度  $n$  とすれば、 $m > n$  なるゆえに  $S \cap V = m, n = m, S \cup V = m \cup n = m$

しかし物上連合においては濃度が等しいゆえに、 $A$  国と  $B$  国との権力の濃度は  $A$  国と  $B$  国との権力の範囲を図の大きさで示すと  $A \cup B = m \cup m = m$



今  $A \geq B$  (or  $m \geq n$ ) とすれば

$$A \cup B = A \text{ (or } m \cup n = m)$$

$A \leq B$  (or  $m \leq n$ ) とすれば

$$A \cap B = B \text{ (or } m \cap n = n)$$

連邦主権 (Federal Sovereignty) は支分国の権力 ( $m, n, o, p, q, r, \dots$ ) の最大公約数 ( $m \cap n \cap o \cap p \cap q \cap r, \dots$ ) となる。

英連合 (British Commonwealth of Nations) の構造を見るに連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern land) をはじめ20の加盟国との結合である。

連合王国はイングランド (E) スコットランド (S) 北部アイルランド (I) の積集合 ( $E \cap S \cap I$ )

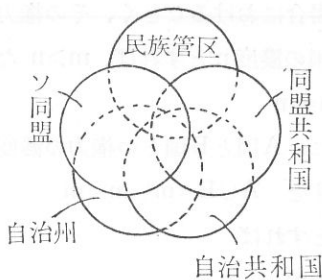
他の加盟国……カナダ (C) オーストラリア (A) ニュージーランド (N) インド (D) パキスタン (P) セイロン (L) 南阿連邦 (S) 中阿連邦 (M) ガーナ (G) マレー連邦 (F) 等の和集合 ( $C \cup A \cup N \cup D \cup P \cup L \cup S \cup M \cup G \cup F \cup \dots$ )

英連合 =  $(E \cap S \cap I) \cup (C \cup A \cup N \cup D \cup P \cup L \cup S \cup M \cup G \cup F \cup \dots)$  それらの濃度はすべて等しく  $m$  であるから

英連合 =  $(m) \cup (m \cup m \cup \dots \cup m^{20}) = m \cup m \cup \dots \cup m^{20} = m$  英国王は  $m$  を象徴している。  $m$  が英連合を結合する紐帯である。

### (二) ソ同盟における権力の構造

ソ同盟の権力……S (Soviet Union)、同盟共和国の権力……U (Union Republics) 自治共和国の権力……A (Autonomous Republics)、自治州の権力……R (Autonomous Regions)、民族管区の権力……N (National Areas)、人民の権利……P (People's Right)



$$S = U_1 \cap U_2 \cap U_3 \cap \dots \cap U_n (n=15), S = \bigcap_{i=1}^n U_i$$

$$U_1 = S^{C_1}, U_2 = S^{C_2}, \dots, U_n = S^{C_n}$$

$$U_1 \cup U_2 \cup \dots \cup U_n = S^{C_1} \cup S^{C_2} \cup \dots \cup S^{C_n}$$

$$\therefore \bigcap_{i=1}^n U_i = \bigcap_{i=1}^n S^{C_i}$$

$$A_1 = U^{C_1}, A_2 = U^{C_2}, \dots, A_n = U^{C_n}$$

$$A_1 \cup A_2 \cup \dots \cup A_n = U^{C_1} \cup U^{C_2} \cup \dots \cup U^{C_n}$$

$$\therefore \bigcap_{i=1}^n A_i = \bigcap_{i=1}^n U^{C_i}$$

また  $A_1 = S^{C_1}, A_2 = S^{C_2}, \dots, A_n = S^{C_n}$

$$\therefore A_1 = (S^{C_1} \cup U^{C_1}) = (S \cup U)^{C_1}$$

$$A_2 = (S^{c_2} \cup U^{c_2}) = (S \cup U)^{c_2}$$

$$A_n = (S \cup U)^{c_n}$$

$$\therefore A = \hat{n} \sum^n (S \cup U)^c$$

同様にして  $R = \hat{n}^r \sum^{nr} (S \cup U)^c$

$$N = \hat{n}^t \sum^{nt} (S \cup U)^c$$

自治共和国の人民の権利は

$$P_1 = (S \cup U \cup A)^{c_1} \dots P_n = (S \cup U \cup A)^{c_n}$$

$$P = \hat{n} \sum^n (S \cup U \cup A)^c$$

自治州の人民の権利は

$$P_1 = (S \cup U \cup R)^{c_1} \dots P_n = (S \cup U \cup A)^{c_n}$$

$$P = \hat{n} \sum^n (S \cup U \cup A)^c$$

民族管区の人民の権利は

$$P_1 = (S \cup U \cup R)^{c_1} \dots P_n = (S \cup U \cup N)^{c_n}$$

ソ同盟の最高会議の一院である民族会議 (Soviet of Nationalities) の構成は

$$\text{Soviet of Nationalities} = \widehat{15} \sum^{15} (U) 25 \cup \widehat{17} \sum^{17} (A) 11 \cup \widehat{9} \sum^9 (R) 5 \cup \widehat{10} \sum^{10} (N) 1$$

$$P = \hat{n} \sum^n (S \cup U \cup A \cup N)^c$$

(註) ソ同盟憲法第13条「ソ同盟は平等の権利を有する同盟共和国の自由意思的結合に基づいて形成された同盟国家である」

同第14条「国家権力の最高諸機関と国家行政諸機関とによって代表されるソ同盟の権限は次の24項目である」

同第15条「同盟共和国の主権は憲法第14条に定められた条項の範囲内においてのみ制限される。右条項以外においては同盟共和国は自主的に国家権力を行使する。ソ同盟は同盟共和国の主権を保護する」

同第17条「同盟共和国に対してはソ同盟より自由に脱退する権利を留保する」

同第18条「同盟共和国の領土はその同意がなければ変更され得ない」

同第18条(a)「同盟共和国は諸外国と直接的関係に入り、これらの諸国と協定を締結し且つ外交代表及び領事代表を交換する権限を有する」

同第18条(b)「同盟共和国は各自の共和国軍隊を編成する権限を有する」

同第16条「同盟共和国は共和国の特殊性を考慮し、ソ同盟憲法に完全に適合して作成された各自の憲法を有する」

同第20条「同盟共和国の法律とソ同盟の法律との間に齟齬あるときは、ソ同盟の法律が有効である」

同第21条「同盟共和国の市民はソ同盟の市民である」

同第92条「自治共和国は、自治共和国の特殊性を考慮し且つ同盟共和国の憲法に完全に適合して制定された自己の憲法を有する」

(註) 尾崎繁雄 数学(第五章)

辻正路 集合論

稲垣武 集合論

中山正 集合、位相、代数系

Peaslee, Constitutions of Nations, 1956.

Kettleborough, The State Constitutions, 1910.

Mirkine-Guetzévitch, Les Constitutions Européennes, 1951.

Ogg and Ray, Introduction to American Government, 1945, p. 281.

Munro, The Government of the United States, 1936, p. 270.

M. Miyakawa, Powers of American People, 1906, p. 3.

Jennings, Constitutional Laws of the Commonwealth, 1952, p. 18.

A. V. Dicey, The Law of the Constitution, 1952, p. XIX.

Strong, Modern Political Constitutions, 1930, p. 38.

Somervell and Harvey, British Empire and Commonwealth, 1954, p. 59.

J. A. Hawgood, Modern Constitutions, 1939, p. 13.

H. J. Laski, A Grammar of Politics, 1951, p. 44.

K. C. Wheare, Federal Government, 1953, p. 16.

E. Thompson, Popular Sovereignty, 1952, p. 48.

Mitrany and Garnett, World Unity and the Nations, 1950, p. 9.

G. V. Portus, The Concept of Sovereignty, 1947, p. 5.

B. Jowett, Aristotle's Politics, 1926, p. 115.

T. A. Sinclair, A History of Greek Political Thought, 1951, p. 141.

G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1914, S. 406.

Carl Schmitt, Verfassungslehre, 1954, S. 361.

H. Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtlehre, 1935, S. 162.

Charles Durand, Confédération d'États et état fédéral, 1955, p. 16.



Bertrand De Jouvenel, *Du Pouvoir*, 1947, p. 123.

ibid., *De La Souveraineté*, 1955, p. 119.

Léon Duguit, *Droit Constiotutinnel*, 1923, p. 49.

Rousseau, *Du Contrat Social*, Livre II, chap I.

E. A. Dunayeva, *The Collaboration of Nations in the USSR*, 1950, p. 23.

N. Mikhailov, *Soviet Republics*, 1955, p. 88.

